

京都土地家屋調査士会
会報

京都 土地家屋調査士

第148号 平成23年3月

60周年記念誌



制度制定 60周年
あなたとともに
ひと・とち・みらい はーもにー
土地家屋調査士



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

境界フォーラム2010



境界フォーラム2010



境界フォーラム2010
パネラーの皆様



境界フォーラム2010 討論中

地籍シンポジウム2010



地籍シンポジウム2010

討論会



討論会



討論会 企画説明



討論会 パネラーの皆様



法務局見学会



法務局見学会 調査士の皆様



法務局見学会 距離あてゲーム

京都会旅行



京都会旅行

全国一斉表示登記無料相談会



全国一斉表示登記無料相談会



全国一斉表示登記無料相談会 舞鶴支部

新年祝賀会



新年祝賀会



新年祝賀会 内田あや様



新年祝賀会講演会
佐藤弘樹様



新年祝賀会 門川大作市長

ボウリング大会



会長あいさつ



優勝者から27日=27位の方へ贈呈



景品贈呈



ブービー賞ゲット！

目 次

今、土地家屋調査士にできること……………	会 長	信 吉 秀 起……………	2
土地家屋調査士制度60周年の歴史に想う ……	名誉会長（前会長）	安 井 和 男……………	4
土地家屋調査士制度60周年にあたって ……	京都地方法務局長	北 村 庄太郎……………	6
祝辞……………	京都府知事	山 田 啓 二……………	7
祝辞……………	京都市長	門 川 大 作……………	8
60周年を迎え新たな一歩を ……	日本土地家屋調査士会連合会長	松 岡 直 武……………	9
ご挨拶……………	社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長	渡 邊 正 平……………	11
土地家屋調査士制度制定60周年に寄せて ……	弁護士	谷 口 直 大……………	12
多様な人材への扉閉ざすな……………	弁護士	佐 渡 春 樹……………	13
土地家屋調査士制度制定60周年に寄せて ……	公認会計士	毛 利 隆 志……………	15
顧問就任ご挨拶……………	特定社会保険労務士	岡 本 俊 廣……………	16
制度制定60周年記念誌発行に寄せて ……	京都産業大学法務研究科教授	村 田 博 史……………	17
60周年記念事業 ……	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業PT委員長	大 西 淳……………	18
50周年～60周年 10年のあゆみ			
京都土地家屋調査会の歩み・日本土地家屋調査士会連合会の歩み・			
土地家屋調査士制度、不動産登記制度・社会の動き、出来事……………			21
【60周年記念事業】			
未登記建物解消キャンペーン……………	広報部	松 岡 久 代……………	24
京都境界フォーラム2010 ……	広報部	松 岡 久 代……………	25
東京シンポジウム・旅行……………	60周年記念事業実行委員	森 本 隆……………	26
全国一斉無料表示登記相談会……………	60周年記念事業実行委員	國 松 正 義……………	27
チャリティーボウリング大会……………	60周年記念事業実行委員	出 野 洋 司……………	29
討論会……………	60周年記念事業実行委員会		31
平成23年 新年祝賀会講演会・新年祝賀会懇親会			
……………	60周年記念事業実行委員	岩 鼻 良 久……………	45
インターンシップ受け入れ後の感想……………	広報部	山 腰 昇 士……………	47
第2回市民講座を開催して……………	広報部	齋 藤 大 輔……………	49
ポスフィットケース・QRコード……………	広報部	岩 鼻 良 久……………	49
支部だより			
支部だより……………	みやこ南支部	戸 田 和 章……………	50
上京区民ふれあいまつり……………	みやこ北支部	浅 井 耕 一……………	51
中丹支部の天気は分かりにくい……………	中丹支部	田 野 聡……………	52
支部だより……………	伏見支部	前 野 春 俊……………	53
支部だより……………	西山支部	大 橋 一 隆……………	53
支部だより……………	園部支部	片 山 文 昭……………	54
心の境界……………	城南支部	中 村 良 三……………	55
支部だより……………	嵯峨支部	山 内 健 治……………	56
土地家屋調査士制度60周年に寄せて（ふだん思うこと） ……	舞鶴支部	池 田 雄 治……………	57
平成22年度 土地家屋調査士試験 合格者のお知らせ……………			59
ADR認定試験 認定者……………			59
会員異動……………			60
新入会員紹介……………			62
会議報告……………			63
編集後記……………		栗 井 紀 光……………	74



土地家屋調査士法制定60周年・不動産の表示登記制度50周年 今、土地家屋調査士にできること

京都土地家屋調査士会会長 信吉秀起

土地家屋調査士法制定60周年、不動産の表示登記制度50周年にあたり、今日までの諸先輩方のご努力とご苦勞に敬意を表するところであります。初心に戻って、国民目線で時流に合った制度として発展することは、国民の財産保全はもとより、社会・経済成長の基礎として、又、安心・安全な街づくりの基盤整備の観点からも、期待は大きいものと考えております。

昭和25年土地台帳・家屋台帳が税務署から登記所に移管され（土地台帳法等の一部を改正する法律）、同年7月31日法律第228号で土地家屋調査士法が公布されました。第2条に「土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続きをすることを業とする。」と規定され、我々土地家屋調査士がGHQ占領下のもと産声をあげたのであります。

その翌年には、京都土地家屋調査士会が85名の会員で創立され、現在は、311名の会員を有するまでとなりました。昭和35年不動産登記法の改正（台帳と登記簿の一元化）により不動産の表示登記制度が創設され、50年を迎えることとなりました。その他

にも何度となく改正が行われてまいりましたが、平成17年・18年におこなわれた不動産登記法の改正は、不動産登記事務のIT化・筆界特定制度の新設等、新不動産登記法の制定と云っていいほどの大幅な改正でありました。同時期に土地家屋調査士法も改正され、不動産表示登記関連代理業務の他、筆界特定関連代理業務・ADR関連代理業務が加えられ、土地境界問題の法律専門家としての高度な専門知識・専門技術が求められているところであります。

専門職能を活かした社会貢献の場として皆様と取り組んで参りました「京都境界問題解決支援センター」のADR認証取得を60周年記念の年に受けることができました。和解成立に向けて、更に利用しやすく・信頼性のあるものにしていかなければなりません。

また、筆界特定制度における筆界調査委員の存在も、専門職能を利用した社会貢献の意味で重要なものであります。現在41名の土地家屋調査士が、筆界調査委員として筆界特定の基礎となる筆界の調査業務を担っていただいております。京都地方法務局管内だけでも、おおよそ年間140筆界ほどの申請が

あり府民の期待は大きいものであります。

筆界特定・ADR・境界鑑定・境界立ち会いいずれの業務を行うにしても、国家座標を利用した現地復元性のある地積測量図作成の重要性は高く、境界標の埋設とあわせて法務行政の一翼を担う我々土地家屋調査士は、その期待と要請に充分に応えて行かなければなりません。

積極的なオンライン登記情報利用による物件調査の迅速化・事務処理の効率化を計ることが、国民のニーズに答える意味でも、必要不可欠であると考えております。先ほどの研修にもありましたように、平成23年2月14日から、新しいオンラインシステムが稼働いたします。新システムを我がものとするだけでなく、社会に浸透させることにも積極的に寄与させていただく所存です。

地籍整備事業の推進・登記所備え付け地図作成作業への積極的関与は、国民の財産基盤整備にとどまらず、安心・安全な街づくりの観点からも重要と考えております。防災・災害復興の基盤となる地籍整備・地図作成に、土地家屋調査士の専門知識と専門技能を活かし、先頭をきって推進していくことが使命と考え、これからの重点課題と考えております。

平成19年から開講している京都産業大学での寄附講座においては、不動産の表示登記・土地家屋調査士の制度等につき土地家屋調査士が講師として教壇に立ち、約300名の学生さんの前で講義をさせていただいております。制度広報として、また、制度の理解を深める活動として、私たちにとって意味深いものとなっております。

地域主権戦略会議における国の出先機関の原則的

廃止論の中で、法務局についても検討対象とされていることは、心を痛め反対の意志を固めているところではありますが、土地家屋調査士は心をつにし、国民重視の観点で行動していかなければなりません。

土地家屋調査士は、これからも研修・研鑽に努め、より高い倫理観を持って、国民の信頼に応えられる専門職であり続けていかなければなりません。言い換えれば、土地家屋調査士であることに、自信と誇りを持って専門職能を発揮することにより社会貢献に努めていくことを誓い、皆様方の旧倍のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、来るべき70周年・80周年が輝かしいものとなることを祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。





土地家屋調査士制度 60周年の歴史に想う

名誉会長（前会長） 安井 和 男

小生、土地家屋調査士（以下「調査士」という）の登録・入会后33年、測量会社社員、調査士事務所補助者を通算すれば43年間この道を歩んで来た。

私の血液型はB型、B型人間は人に使われるのが下手で、独立心旺盛、思いのままの人生を歩みたい性格なのか、調査士には際だってB型が多い。

（統計は取っていないので私の知る限りです）

28才で開業し還暦を過ぎ、若干処理能力が落ちた事は否めないものの、体力と精神力と能力が続く限りまだまだ登り続けたい、若い人達と同じように登れなくとも緩やかな上昇を続けたいと思っている今日この頃です。

京都土地家屋調査士会（以下「京都会」という）60年の歴史の中、会員として半分以上の33年間お世話になり、傍ら役員も20年以上させて頂き、貴重な体験をさせて頂いた事は、我が人生にとって最大の感激であります。

もし、この体験がなければ組織には縁遠いものとなっており、今の自分はなかったでしょう、組織の中に生き、人との連携を保ち、組織を一体化すること、そして組織を動かす事等、事の重大さを教えて頂いたのも全て京都会であります、先輩や同僚仲間に感謝が耐えません。

イギリスの歴史家トーマス・カーライルは『歴史は人生の最高の教科書であり、経験は人生の最良の教師である』との名言を残しています。

この言葉の一つの結論は、今という社会（調査士制度）は歴史（過去）の成果品であるということが言えると思います。それと同様に調査士制度60年が

あるのは制度発祥の地、長野・松本、赤羽先生他諸先生のご尽力による法制定に始まり、その間幾多の事業に立ち向かわれた諸先輩の先生のご尽力の賜であると言え、調査士として生きる全ての者は感謝の念を持ち、一度原点に戻り、未来を見つめて見るのも一考ではないかと考えます。

今、60周年を期に、私の43年間、測量と調査士業務の過去を振り返って見た、40年前、測量器具は平板と布巻尺（エスロン巻尺）、トランシットと銅巻尺（スチロン巻尺）からトランシットと光波測距儀に移り、今はトータルステーションへと移り変わっています。

又、計算においては対数表とソロバンから真数表とタイガー計算機等に移り、関数付き電卓から今はパソコンが主流となっています。図化においてはケント紙、マイラー、トレペと三角定規、三角スケール、烏口、丸ペンからキヤドソフトとプロッター、図化器へと移り変わり、相当の処理時間の短縮と正確さと鮮やかさ、美しさを生み出しております。今はこの環境が普通ですが、昔は器具に処理能力が乏しく、処理時間がかかり、毎日午前様、徹夜をしたことが思い出されます。

昔は測量等の器具はアナログで時間を要した代わりに、調査業務においては台帳申告時代の方法に若干進化した手法で1筆の状況さえわかれば、人との関わり、境界の認識、復元、管理等々については、そう今程深刻には考えてはいなかったものである。ところが現在は測量・計算・図化器具は開発が進み短時間で処理可能となった。その代わりに地権者の

境界に対する認識が多方面からの予備知識とも葛藤し、確定や確認する事の難解さに加えて、地積表示から地籍表示に写る過程であり、単なる1筆を求積することのみの処理から紛争防止、国民の安全性の観点から地積測量図の作成や調査報告書の作成に相当の能力と時間を要する時代へと変化してきました。

他方、調査士制度、調査士会組織においての60年を回顧する時、大きな出来事では10周年で1元化、表示登記制度創設、40周年で公嘱協会の設立に絡む法改正及び改正区分所有法の制定が制度上大きな変化でありました。そして、50年間で徐々に緩やかな右肩上がりの進化を見せてきましたが、この50周年から60周年は激動の社会情勢の荒波に乗って調査士制度も大きく変貌を遂げました。

平成16年、17年の大幅な不登法等の改正で、オンライン化、筆界特定制度、規則77条等が盛り込まれ、そして同16年12月には同13年の司法制度改革審議会の答申を受け『裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律』等が公布され、調査士も法律関連職種としての道の第一歩を歩み始めた訳であります。

一方、京都会におきましても社会情勢に合わせて進むべく、平成15年の総会で5年以内の調査士会館の建設を約束し、同18年1月の臨時総会において承認を得、設計コンペを行い、同年9月から旧建物の解体工事に着手、10月地鎮祭、新築工事着工、平成19年3月15日に新会館を完成させました。

3月28日には官公署、専門資格者団体の長や全国の土地家屋調査士会から多くの役員の方々を招き、新会館竣工記念式典と併せて京都境界問題解決支援センター設立記念式典を挙行し、弁護士会との調印式を行い4月2日をもってセンターの運営を開始致しました。

そして、日調連が行った日本・韓国・台湾が参加する『国際地籍シンポジウム』が平成18年11月13日、14日に国立京都国際会館で行われ、京都会は特別協力会として会を上げて協力し、『みんなで語ろう境界・地図・地籍のあした』をスローガンに『京都地籍宣言』を採択し、大成功の基、幕を閉じまし

た。この時の京都会のチームワークはこれが真の組織だと、全国の調査士会から絶賛されました。会員の皆様に大変感謝致しております。他にも会員の研鑽の為の数多くの研修会の開催、大学の寄付講座を通しての社会貢献等々も行い、当時の役員の皆様には大変ご苦勞をお掛けした事は、生涯忘れる事はないでしょう！

そんな中、この10年間の総仕上げ、60周年事業の最大イベントであるテレビドラマ化が実現致しました。史上初の快挙である土地家屋調査士が主人公として土曜ワイド劇場に、お茶の間で全国民に見て頂いた。専門資格者である土地家屋調査士の名称、業務の内容がある程度広報出来ました。画期的な出来事でありました。

提案者の札幌会上山会長、取り上げた日調連松岡会長、日夜懸命に折衝頂いた大星副会長、理解を示してくれた全国調査士会会長に感謝を申しあげたい。

60周年を契機に更にステップアップ、70周年にはどのような変貌を遂げているか、10年後に、今以上に大きく進展している事を望む、しかしこれは全国17000余名一人一人が認識を強く持ち、深く考え、アグレッシブに進まなければなしえない事は言うまでもありません。この為には強いリーダーシップが求められます。日調連は、今年度役員改選です、この10年は力強い西本会長、松岡会長のリレーで、素晴らしい調査士制度の発展と団結した調査士会組織に生まれ変わった事は、今更言うまでも有りません。次の日調連会長は誰か、連合会長は全国調査士会の顔であり、その役割は大変大きい、先の2人が持ち備えていた事から分析すると、折衝能力、社交性、理解力、洞察力、説得力、配慮等々全てにおいて持ち備えなければならないと思っています。6月21日の総会時の選挙では我々のトップとしてふさわしい人に、私の1票を含め、京都会全5票が入ります。素晴らしい連合会長が誕生することを願いつつ、益々の調査士制度発展と京都会の発展を祈念申しあげ、60周年にあたっての思いと致します。



土地家屋調査士制度 60周年にあたって

京都地方法務局長 北村 庄太郎

土地家屋調査士制度制定60周年記念誌が発刊されるにあたり、一言お祝い申し上げます。

京都土地家屋調査士会の会員の皆様には、平素は、当局の業務運営に深いご理解をいただくとともに、とりわけ不動産表示登記制度の適正・円滑な運用に格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

皆様もご存じのとおり、昭和25年に、それまで税務官署が所掌していました土地・家屋に関する台帳事務が法務局に移管されると同時に、それらの事務の担い手となる専門資格者の制度として土地家屋調査士制度が設けられ、60年が経過しました。

この制度が今日まで着実に充実・発展してきましたのも、ひとえに会長をはじめ会員の皆様が土地家屋調査士としての社会的使命を十分にご認識され、国民の期待と信頼に真摯にこたえてこられたことによるものであり、そのご尽力とご精進に対し、深く敬意を表するものであります。

この間、境界等に関する意識の高まりに伴う国民の要望や時代の要請に対応していくための見直しが行われ、民間紛争解決手続の代理業務などの業務拡大や筆界特定制度の創設などが図られてきました。

民間紛争解決手続の代理業務は、今日までの専門職能を活かした社会貢献の実績に対する社会的評価として業務拡大されたものであり、それに伴い設立された「京都境界問題解決支援センター」が昨年4月に法務大臣認証を取得されましたが、当センターが境界紛争の解決に向けて積極的な取組が行われることにより、国民の信頼の確保と会員のスキルアップに繋がることを期待しています。

また、筆界特定制度は発足して5年目となり、国

民の間に定着していくとともに、この制度に寄せる国民の期待の大きさを感じているところであり、この期待に応え、信頼される制度とするためには、今まで以上に適正・迅速な事務処理を行っていく必要があります。会員の皆様におかれても、筆界調査委員として、また申請代理人として、この制度がより充実し、円滑に運用できるよう、更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、法務局の登記業務が政府の地域主権改革に伴う出先機関改革の対象として議論されていることはご存じと思います。昨年末に出されたアクションプランに具体的な名称は出なかったものの、いつ議論の対象となるか分からない状況にあることから、登記事務は国家が主体的に担うべきであることを自覚するとともに、国民の要望に的確に応え信頼を得るために、職員一丸となって各事務を適正・円滑に推進していく所存ですので、皆様には引き続き、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、土地家屋調査士の皆様が、自信と誇りを持って専門職能を発揮されることにより、土地家屋調査士制度がますます充実・発展することをご祈念申し上げますとともに、会員の皆様のますますのご活躍をご期待申し上げ、私のお祝いの挨拶といたします。



祝 辞

京都府知事 山田 啓二

この度、土地家屋調査士制度制定並びに京都土地家屋調査士会創立60周年を迎えられ、記念誌が発刊されますことを心からお祝い申し上げます。

皆様方におかれましては、不動産表示に関する登記手続の公正かつ誠実な運用に努められ、地域社会の安心・安全に多大な貢献をされておりますことに、深く敬意を表します。

とりわけ、土地の境界に関する紛争は、解決に長い期間を要し、時には隣人関係の悪化を招く事態もあることから、京都土地家屋調査士会におかれましては、「京都境界問題解決支援センター」を設立され、簡易で、迅速・経済的な紛争解決に取り組んでこられました。

そういった中で、裁判外紛争解決機関としてADR認証を取得された貴会の担う役割については、さらに一層大きくなっております。

今後とも、皆様方が豊富な知識と高い見識を有する専門家として、紛争の実情に即した迅速な解決を図るため、より一層の力を発揮していただきますことを期待しております。

さて、去年は、国内外で大きな事件が起きる中、急速に進んだ円高などにより、急激に変わる経済・雇用情勢が続きました。

京都府では、こうした社会情勢に的確に対応していくため、今後の府政運営の基本となる「明日の京都」を昨年末に策定しました。

「明日の京都」は、府政運営の基本理念・原則となる条例、10年後、20年後を見据えた「長期ビジョン」、それを実現するための「中期計画」、さらに、各地域ごとの資源や特色を活かした「地域振興計画」で構成しています。

そして、「明日の京都」のスタートに当たる本年は、京都の力の源泉である「ほんまもんの文化」をさらに高めるため「京都文化年」とし、10月の「第26回国民文化祭・京都2011」をメインにさまざまな催しを企画しています。

「国民文化祭」は、京都に全国から文化を愛する人たちが集まり、各地で交流しながら、日頃の成果や力を披露する国内最大の文化祭典であり、多くの催しが、期間中、府内各地で繰り広げられます。

新しい年が、文化という先人たちによって培われてきた私たちの未来を示す「灯り」によって、さらに輝ける年となるよう、皆様方におかれましても積極的に参加していただきますようよろしくお願いいたします。

今後とも、「明日の京都」を踏まえ、地方主権・地域自立の新しい時代にふさわしい、しあわせを実感できる「希望の京都」を築いていくため、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様方の御支援と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、京都土地家屋調査士会のみずますの御発展と会員の皆様が、地域社会の発展のため、より一層御活躍されますことを期待いたしますとともに、皆様方の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、記念誌発刊のお祝いの言葉とさせていただきます。



祝 辞

京都市長 門川 大作

初夏に淡い紫色の花を咲かせる桐の木。土地家屋調査士の皆様の徽章には、その桐の花が刻まれていると伺いました。「高尚」という花言葉をもつその花が象徴するように、貴会の皆様の60年の歩みは、人々の暮らしと社会に「幸福と安心」というかけがえのない花を咲かせてこられた、気高く尊い一日一日の積み重ねであったと存じます。

このたび、土地家屋調査士制度制定並びに京都土地家屋調査士会創立60周年を迎えられ、その歩みを綴られた記念誌を発刊されますことを、心からお慶び申し上げます。

京都土地家屋調査士会の皆様方におかれましては、地籍等の調査、不動産の測量及び表示に関する登記、境界の確定業務など、不動産取引の安定化を図り、市民の大切な財産を守るために御尽力いただいております。

また、昨年は、60周年記念事業の一環として、これまでから定例的に開催されてきた「登記等に関する無料相談会」を、7会場に拡大して実施いただきました。

身近な「土地家屋の相談役」として、京都市政を力強くお支えいただいております、信吉秀起会長をはじめ歴代役員並びに会員の皆様方に、深く敬意と感謝の意を表します。

近年の法改正により、民間の境界紛争解決のための手続きや筆界特定制度における代理業務が加わり、また人口減少や少子高齢化など社会状況が変化し続ける中、貴会の皆様が果たされる役割は、より

一層重要なものとなっていくことと存じます。皆様のますますの御活躍を期待致しております。

今日、我が国の社会経済は閉塞感が漂っています。しかし私は、“ピンチをチャンス”に、京都の“強み”を遺憾なく発揮した「まちづくり」を、市民の皆様と知恵を出し合い、共に汗して果敢に突き進めれば、京都から日本を元気にできると確信しています。

市長に就任して3年。「現地・現場主義」を信条に、京都のまちを全力で駆け抜けて参りました。昨年は、今後10年間の京都の未来像と主要政策を明示した都市経営の基本となる計画「はばたけ未来へ！京プラン」を、多くの市民の皆様と、夢と希望、危機感と責任を共有し、策定致しました。

私は、未来へのシナリオとなるこのプランを全力で進め、百年先、千年先の未来においても、「日本に京都があってよかった」と世界中の人に愛される都市であり続けられるよう、そして、全ての市民の皆様から「京都に住んでよかった」と心から実感していただけるよう、個性と魅力溢れるまちづくりに全力投球して参ります。引き続き、皆様の力強い御支援をお願い申し上げます。

結びに、京都土地家屋調査士会の今後ますますの御発展、並びに会員の皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念致しまして、記念誌発刊のお祝いの言葉とさせていただきます。



60周年を迎え新たな一歩を

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

京都土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、日常の業務遂行を通じて、或いは土地家屋調査士会及び支部の会務運営を通じて、土地家屋調査士制度と不動産登記制度の充実発展にご尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和25年7月、それまで税務官署が所掌していた土地・家屋に関する台帳事務が法務省を所管庁とし、法務局・地方法務局が担う事務へと移管されると同時に、それら事務の円滑さの確保のため、民間の専門資格者として土地家屋調査士制度が設けられ、土地家屋調査士法が制定されてから60年を迎えました。

更に、土地・家屋の台帳事務を不動産登記制度に一元化の上、土地家屋調査士の基盤業務である「不動産の表示に関する登記制度」が誕生した昭和35年から数えて50年を迎える年でもあります。

土地家屋調査士制度制定以来、土地家屋調査士が、戦後復興期、高度経済成長期を経て、世界有数の経済大国となった今日に至るまで、その刻んだ60の年輪は、社会・経済環境の変革、人々の権利意識の高まり、不動産登記制度とその関連分野が果たす役割の変化等々に先人達が刻苦の想いで見事に対応し、重ねてきた星霜でもあります。

昭和31年には、土地家屋調査士会の強制設立と土

地家屋調査士の強制入会制度が採られ、昭和35年の不動産の表示に関する登記制度の誕生と同時に改正された土地家屋調査士法では、「他人の依頼を受けて表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続を業として行うこと」が土地家屋調査士の法定業務とされ、ここに不動産に係る権利の客体の明確化に関する事務を適切に・迅速に・円滑に行うという職責を通じて、国民の権利の護り手の一角としてその使命を託された専門職能と位置づけられました。

近年におきましては、制度創設以来の基盤業務である表示に関する登記制度をベースに、不動産登記法第14条地図作成事業や国土調査法に基づく地籍整備事業への参画、オンライン登記申請への対応、筆界特定制度への関与、さらには土地境界に関する諸問題についての紛争解決機関的役割を担うこととなるなど、専門職能として関与する業務は多岐にわたっております。

京都土地家屋調査士会の皆様におかれましては、歴代会長はじめ役委員の皆様の献身的なご尽力を頂き、京都会の会務はもとより、多くの方々にブロック協議会や日本土地家屋調査士会連合会の役員・委員としてご貢献を頂いております。

近年におきましても、京都弁護士会のご協力を頂いて、いち早く土地家屋調査士会ADRを設置さ

れ、府民の皆さんの土地境界に関する紛争解決にご貢献いただいているほか、2006年秋に日調連が主催して国内外から2500余名の参加者を得て宝ヶ池・国立京都国際会館で開催した「第5回地籍国際シンポジウム」は『ひと・とち・みらい は一もに一』をスローガンに地図・境界・登記・地籍のあるべき姿を語り合い、会議の最終段階で満場一致で採択された「京都地籍宣言」はまさしく地籍新時代の扉を開ける画期的な催しとなりました。開催地の地元会として準備段階から企画・運営の中核となっていたいた京都会の皆さんの篤い思いと実行力には、全国の土地家屋調査士が挙って感謝の意を表しているところです。昨年10月に東京・日比谷公会堂で開催された地籍シンポジウムでは、連合会が永年構想してきた『地籍問題研究会』が日本を代表する学者・研究者・実務家の先生方の発起により設立されました。まさしく京都地籍宣言の実践にはほかなりません。

21世紀に入って早くも10年余、国内外の諸情勢が不安定ともいわれている中、土地家屋調査士の制度環境・業務環境のいずれにも克服すべき課題は未だ山積しております。

制度制定60周年を迎えて、改めて、制度誕生以来今日まで、私どもが希い求めてきた夢を実現するため、会員として日常業務に精励され、役員等として常に時代を見据えた会務運営に当たっていただいた多くの先人の英知と流された汗に、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、今を生きる土地家屋調査士として、常に研鑽を積み、新たな時代に即応した専門資格者として社会に有用視され続けるため、一層の努力を重ねなければならないと、全国の土地家屋調査士の皆様とともに誓い合う年にしたい

と念じております。

結びに当たり、京都土地家屋調査士会のますますのご発展と会員の皆様の益々のご健勝を祈念し、お祝いの言葉といたします。





ご挨拶

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 渡邊 正平

諸先生方にはご健勝で益々のご活躍の段、大慶に存じます。

又日頃は、社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、協会）の運営に際しましては、深いご理解とご協力を頂いております事、心より厚く御礼申し上げます。

私共が業としております土地家屋調査士も、昭和25年に制度発足以来60周年を迎えました事は、大変意義深く、皆様方とともに御祝い申し上げる次第であります。

不動産の表示に関する登記制度は、言うまでも無く、権利の客体となる不動産の物理的状況を正確に登記記録に反映される事に尽き、結果、国民の権利の保全と取引の安全に寄与し、しいては国の施策、社会経済に深く関わるものであり、この制度が的確に運用される事は、国民にとっても大変重要なものであります。

私達土地家屋調査士は、この制度の下、唯一の専門的国家資格を有する者として過去60年に亘る経緯と、多くの先人達が築いてこられた足跡を礎に、未来を見据えた中で、より一層の専門家としての自己研鑽に励まねばならないと思うのであります。

今日迄、度重なる不動産法の改正が行われ、特に平成17年には周知の通り、大改正が行われました。

この意味する処は、社会状況に対応出来る、不動産の物理的状況を厳密に正確に表示する事であり、国及び不特定多数の国民の権利の保全に寄与する事

が求められているものと解釈します。

我々は日常業務に於いて、常に大きな責任と、専門知識と経験を以って公正、中立な立場で不動産に関わらなければならない代理人行為者であると考えます。

協会の受託業務も、官公署等が、公共の利益となる事業を進められる中で、発生する不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、登記の嘱託もしくは申請の適正且つ迅速な実施に資する事により、公共の利益となる事業成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの円滑な実施に資する事を以って、不動産に係る、広く国民の権利の明確化に寄与するものと考えております。

以前より言われております、官から民への業務移行の先駆けというべき性格を協会は有していると考えております。

本年は、去年12月に京都府へ申請しました、公益社団法人への移行認定を取得し、より一層協会として飛躍しなければならない再出発の年でもあって、今迄以上に協会組織を強化し、国民の皆様方より信頼される、公益法人としての精進を計る考えであります。

諸先生方に於かれましては、幸多い一年であります様ご祈念致し、今後共に深いご理解とご協力の程お願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。



土地家屋調査士制度制定 60周年に寄せて

弁護士 谷口直大

土地家屋調査士制度制定並びに京都土地家屋調査士会創設60周年おめでとうございます。

私の年齢が弱冠39歳ですので、60年という年月の長さには、大変な重みを感じるどころです。

ところで、当事務所が貴会の顧問弁護士に就任させていただいたのが平成14年でしたので、当事務所が貴会に関与させていただいた期間は、まだ、10年にも満ちません。

しかしながら、その間には、土地家屋調査士制度にあっては、平成17年法改正により、その業務範囲が筆界特定制度及び境界紛争ADRの代理権等に拡大されました。

また、貴会におかれましては、新会館が竣工し、京都境界問題解決支援センターが設立されました。

まさに、土地家屋調査士にとって、制度と設備の両面でその充実が図られ、大きな変革を遂げた10年であったといえるかと思います。

土地家屋調査士制度に限らず、近年、様々な資格や制度の見直しや新設が図られてきています。しかし、その資格や制度をいじっただけでは、その目的とするところはなんら達成されるものではありません。あくまで、その目的を達成するのは、その資格や制度の担い手である人間の不断の努力と熱意によ

るものです。

この10年で、制度と設備といったインフラは、まさに整ったということがいえるでしょう。それ故に、これからの10年にあっては、貴会会員の皆様により、そのインフラが十分に活かされ、法第1条に定める「不動産にかかる国民の権利の明確化」の実現がこれまでに増して力強く推進されることを願うことでもあります。

当事務所も、顧問弁護士として、引き続き微力ながら、そのサポートを続けていくことができましたら幸いであると考えております。

一方で、土地家屋調査士の業務の拡大は、他の隣接業種の業務との抵触関係を生じうるものです。そのため、近年では、「業際問題」などという歓迎せざるべき言葉がささやかれるようになってきております。

しかしながら、各法律関係専門職種は、利己的な縄張り争いをするのではなく、互いにその専門領域を深め、究極の目的である市民の権利擁護、優れた法化社会の実現に寄与できるよう協働しあっていける関係を築いていくべきであると思っております。そのような関係構築のためにも尽力して参りたいと思っております。



多様な人材への扉閉ざすな

弁護士 佐渡 春樹

土地家屋調査士制度60周年記念誌発行おめでとうございます。

わたしは、昨年来、給費制維持対策本部長代行として給費制維持のために奔走しています。京都土地家屋調査士会には早くに支援の声を挙げていただきました。本当にありがとうございました。ただ、給費制維持の活動は今年も続きます。皆様のご理解を得るために、昨年、京都新聞に投稿し掲載された「私論 公論」を転載させていただきます。

多様な人材への扉閉ざすな

司法修習生の襟には、大文字「J」を図案化し、裁判官、検察官、弁護士（法曹三者）を顕す赤青白三色でレイアウトされたバッジが輝いている。

彼らが法曹資格を得るまでには、通常、大学卒業後2年間または3年間かけて法科大学院を修了し、司法試験に合格した上で、更に1年間の司法修習を経なければならない。修習生は、全国各地の裁判所へ派遣され、裁判所・検察庁・弁護士事務所でそれぞれ実務を学ぶ。法曹三者の卵が同じ釜の飯を食い、互いに切磋琢磨しあう現行「統一」修習は、良

質な法曹を確保し司法への信頼を築くための大切な一歩なのである。

そして、法律実務に関する知識・技法に止まらず、高い職業意識及び倫理観を備えるための研修という目的を達するため、修習生には兼業が禁止され修習に専念する義務が課されるが、これを経済的に支える（医師国家試験合格者にも同種制度あり）のが「給費制」である。即ち、これまでは月額20万円の給与及び諸手当が支給され、修習生は経済的不安を持たずに修習に専念でき、また貧富の差を問わず、国民のあらゆる階層から有為で多様な人材が法曹界に輩出されてきた。

ところが、2010年11月1日から給費制が廃止され、月額23万円を基本とする「貸与（国からの借金）制」が実施されようとしている。通勤費を含む諸手当は勿論、共済組合への加入資格もなくなる。

私は給費制廃止は『司法の危機』という視点から捉えるべきだと考えている。

司法は市民が助けを求める時の砦であり、健全な司法がなければ、世の中は強者が幅をきかせ、弱者は悲しみ苦しむことになる。これは厳然たる歴史的

事実である。そして司法が市民の守り手としての役割を果たすためには、少なくとも2つの要素が必要である。1つは法律や手続などの制度が時代に対応して弱者を守りうるシステムになっていることであり、もう1つが司法を動かす有為な人の存在である。

そして、今、給費制を廃止することは、司法を動かす「人」に重大な欠陥をもたらす。

即ち、現在の法曹養成制度は、法律知識・技法の習得だけではなく、人の心や痛みも分かる多様な人材を求め、時間をかけて信頼に足る法曹に育てようという理想のもとに設計された。

しかし、社会人が法曹を目指そうと思えば、仕事を辞め、蓄えを切り崩しながら（もしくは借金して）猛勉強しなければならないのが現実である。加えて、近時の急激な弁護士の増加によって法律事務所への就職も容易ではない。そのようなこともあって法科大学院への志願者が平成18年度までは7万人を超えていたのに平成21年には2万人台にまで激減している。これに給費制の廃止という事態に陥れば、社会人（多様な人材）の法曹への挑戦という扉は事実上閉ざされてしまうことになる。

また、法科大学院生の半数以上が320万円ほどの借金（奨学金）を負っている。貸与制に移行すると更に借金が加算され600万円を超える負債を背負って弁護士・裁判官等の職に就くことになろう。これでは金持ちしか法曹を目指すことができないし、法曹になってもお金に拘った仕事になるのではないか、弱い人のために手弁当でも頑張れる法曹が育たなくなるのではないかといった危惧を払拭しきれな

い。

お金があってもなくても志と能力がある老若男女は全て法曹を目指すことができる制度、国民が司法を動かす人を支援する制度であって欲しいと切に願う。

制限文字数を大幅に超えましたのに最後までお読みいただきありがとうございました。土地家屋調査士も弁護士も社会にとって不可欠な存在であり、その付託に応える働きをしたいと日々努力している同じ「士業」です。協力し合ってより良き社会を目指したいと願っております。





土地家屋調査士制度制定 60周年に寄せて

公認会計士 毛利 隆 志

本年度、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えられましたこと、誠に、おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

私は、京都土地家屋調査士会様には、平成14年、安井会長が2年目を迎えられた時より、会計顧問という立場でお付き合いさせて頂いてから、早くも10年になります。当時は、安井会長、田担当副会長、木村経理部長と打ち合わせを行い、役員の皆様との公益法人会計に関する勉強会、経理規定の改定等を中心に部会へのオブザーブを通じて交流させて頂きました。安井会長8年、信吉会長2年、担当副会長は、田副会長、乾副会長、田中副会長、大西副会長、現在の木村副会長、経理部から財務部へ名称・職務分掌変更を含めて木村部長、池谷部長、現在の木崎財務部長はじめ委員会の皆様と予算・決算案、経理処理に関する事項に関する委員会には出席し、その後の懇親会などに、業務を含めまして今日まで楽しくお付き合いを続けさせて頂いております。

皆様、日々の本来業務の忙しいなか、時間をうまくコントロールされ、会務運営に尽力されておられる姿に敬服しております。素敵で機能的な新しい会館の建設、新会館での理事会・事務局・委員会・研修会の充実、対外的には、京都産業大学法学部への寄付講座・ADRの創設等の社会貢献活動、なかなか実行困難な会費の値上げ実施等を通じた財政安定化対策、公認会計士協会、税理士会、弁護士会、司法書士会等の関連業界との友好的な交流等多方面にわたり、社会でも注目される活動を積極的に継続されてこられました。このような制度制定から今日に

至るまでの歴代会長、役員、会員の皆様が、土地家屋調査士業務に真摯に情熱的に活動に邁進されえきた成果が素晴らしい60周年に繋がられたのだと思います。

明治29年以来の長い歴史をもつ公益法人制度が抜本的に見直され、2009年12月1日から、新公益法人制度がスタートしました。約25,000法人あります既存の公益法人は、2013年11月末までに、一般社団・財団法人、公益認定法人への移行か、解散の選択肢を迫られています。少子高齢化、核家族、国民の生活様式の多様化により、国・自治体、企業だけでは国民・住民の多様なニーズに対応することが難しく、NPO法人、新しい公益法人制度等の民間公益事業部門の役割が重要になってきています。

土地家屋という私たちの日常生活、経済活動なくてはならない財産のサポート業務の一環でもあります土地家屋調査士業務も、これからますます重要なものとなっていきます。良好な制度の継続発展と会務運営には、企業で導入されています、(1) 企業不祥事の防止と、(2) 企業の収益力を強化するという目的を達成するために様々な法制度、組織内の制度、インフォーマルな慣行を設けたコーポレートガバナンス制度を公益法人にも導入することと、人材の育成が大切です。60周年の節目、過去への感謝の気持ちと会務活動・土地家屋調査士の業務を通じて社会貢献活動をされていくという決意が、新たな歴史と伝統につながるものと思います。これからのますますの土地家屋調査士制度ならびに会員の皆様のご活躍、ご発展を心からお祈り申し上げます。



顧問就任ご挨拶

特定社会保険労務士 岡本 俊 廣

最初に、土地家屋調査士会制度制定60周年を迎えられたこと、心からお慶び申し上げます。

60年の永きにわたるこの歴史の重みは、同じ士業に携わる者として尊敬申し上げます。

後発の士業として私たち社会保険労務士は、昭和43年に現在の社会保険労務士制度が創設され、今年で43年を迎えました。

改めまして、京都土地家屋調査士会のみなさま初めまして、昨年10月から顧問社会保険労務士として、就任させていただきました岡本俊廣と言います。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

私は、平成12年3月に前の会社(某百貨店)を退職し、その後6ヶ月間修行してその年の11月に自宅2階(現在は別事務所)で開業、今年で11年を迎え現在に至っています。

社会保険労務士の仕事をご存知ない先生方もおいでかと思われまふ。実際、過去には生命保険や損害保険の勧誘員と間違われたことも多々あったわけですから。

お知りになっていただくために、現実に起こった、現在に起こっている「年金問題」を一例としてお話しします。平成19年に「消えた年金5,000万件」から端を発した年金記録問題を当時マスコミは大きく取り上げ、社会保険事務所に詰め駆けた年金受給者や年金申請者等で混乱し、3時間から5時間待ちという異常な現象を生んでしまいました。

また、「消えた年金」の具体例(この問題は現在も続いています。)をTV等で連日報道し、「ひょっとしたら私も」という人々で不安感はつづり、予想をはるかに上回る膨大な人数が押し寄せ、収拾がつかないケースも発生し、この長時間の待ち時間は約半年にも及びました。

しかし、この年金記録問題は、正に問題の始まりでしかありませんでした。

私たち社会保険労務士も年金の相談者として応援に駆り出されその対応にあたりました。私たちの行動は、年金に対する不安を和らげパニック状態を鎮静化するのに役立ち、業務を大きくアピールすることとなりました。こうした結果、皮肉にも社会保険労務士という知名度が上がり、社会的認知度も上が

りました。

昨年1月に社会保険事務所はなくなり、日本年金機構に移行しましたが、これらの大きな問題と、幾つもの課題は引き継がれこの問題に取り組んでいます。

ただ、私たち社会保険労務士の立場から申し上げますと、この「年金記録問題」をマスコミはあまりにも大きくクローズアップした感は否めません。確かに、現在も大きな問題ではありますが、他の法律、例えば、労働基準法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・健康保険法等のその重要性和ウエイトは同等です。

これらの法律はむしろ、業を営んでいる事務所・会社等においてはより現実的ではないかと考えています。

実際、現場では、日々従業員の方は仕事に従事されているわけですから。

厚生年金保険料は毎年上がりますし、健康保険の保険料率(介護保険料率も含む)も昨年に引き続き値上がりが見込まれています。

現在というこの時代、法律の変わり方は非常にピッチが短く、給付金や助成金と呼ばれる制度も頻繁に変わります。アップデートな法律をお知らせすることと、そしてこれらに伴うその方向性や環境・その影響を的確にお知らせすることが大事な仕事であると考えています。

社会保険労務士法の生みの親でもあります中西実名誉会長が連合会の会長を引き受けた際「労務管理に携わる人びとの人間像は、あくまで人間の尊厳を守る精神と科学的合理主義によって進んで人に奉仕し企業に奉仕し社会に奉仕する求道者としての実践の姿である。」と述べています。今改めて読んでみますとこの言葉は現在も通じていますし、言葉の重みをひしひしと感じます。コンプライアンスの位置付けの意味と、高い倫理観を持ち合わせ、京都土地家屋調査士会様に少しでもお役に立つよう頑張りたいと思います。

就任にあたりまして、私の思いを述べさせていただきます。



制度制定60周年 記念誌発行に寄せて

京都産業大学法務研究科教授 村田 博 史

土地と家屋の調査・測量の仕事は、国家の運営を担う上で古くて新しい仕事である。そうした仕事の専門職能として、土地家屋調査士制度ができたのはある意味で遅きに失していたと見ることもできる。しかし、60年前（昭和25年）にわが国にその制度ができて以来、調査士が社会に対して果たすべき役割と業務内容は大きく発展を遂げてきた。

区分所有建物における表題登記、地籍調査への参画、電子申請制度の確立、街区基準点による地積測量図の実現、筆界特定制度、境界問題に対する裁判外紛争解決制度への参画、など調査士の業務による社会的影響が及ぶ新たな制度が築かれてきたことを挙げれば、枚挙に暇がない。

そうした中で、現実に立ち返った場合、実際に一般市民において調査士の業務およびその成果がどれだけの理解を得てきたかは、その業務の重要性に比べれば必ずしも十分とはいえない。その意味で、調査士の一人ひとりがその業務の重要性を認識して、一般社会に対して積極的に自分たちの業務が社会において果たしうる役割を広報することは大切なことである。

幸いにして、調査士会が京都産業大学で始められた寄附講座は、今や全国的に多くの大学や学校で実施されるようになってきており、そうした調査士の業務を社会に対してアピールすることに役立っていることは、その実施に関係した者として喜ばしく思っている。この講座を受講した学生達が将来関係するさまざまな職業において、また個人的な生活の中において、土地や建物に関わる問題に直面するときに、改めて調査士が行う業務について、その意味

を認識し学生時代に聞いた話しが、実生活の中で重要な意味を持っていることに気づくことになると思われるのである。調査士会が今このようにして地道な活動を通じて自らがやっている業務の意味を社会的な理解に結びつけていることは評価されて良い。いうまでもなく、こうした活動は、調査士会を構成する調査士各位の方の理解と協力がなければ実施することができないことである。確かに、調査士が行う業務は、職業としての生活の手段とされていることは当然のことであって、そのことを犠牲にする必要はない。ただ、調査士一人ひとりがそうした前向きな広報活動に理解を示し、また自らもそれに参加してみようとすることは、自らの社会的向上を実現することにつながるのには疑いがない。

今年3月には、昨年立ち上げられた地籍問題研究会の総会と第1回目の研究会大会が実施される予定になっている。この研究会は、「地籍」をめぐる問題について研究者や実務家、ならびに行政からの参加を得て、多方面から研究しようとするものであって、地籍をめぐるさまざまな社会問題について新しい見解や、方策、解決手段および地籍に対する理解について多くのことが発信されることが期待されている。事業の内容とも密接な関係を持つ地籍について調査士の皆さんも関心を持って研究会に参加されることを期待している。



60周年記念事業

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業PT委員長 大西 淳

平成22年2月3日第1回「60周年記念事業準備委員会」を開催しました。第1回の委員会で会長から『事業内容については継続性、社会貢献、社会認知度の向上等をキーワードとして取り組んでもらいたい』と60周年記念事業に対する思いが述べられました。

その思いを実現できる自信はなかったのですが、たまたま、総務担当副会長であった私が準備委員会の委員長となりました。

準備委員会は22年度総会承認後「土地家屋調査士制度制定60周年記念事業実行委員会」（仮称）に移行子定であることや当面の予算は研究部より出費されること、各事業部という感覚ではなく縦、横の繋がりを大切にしたいこと、本準備委員会で企画し常任理事会等に確認を求める等の方法で決定していきたいとの方針が出されました。

どんなことを事業展開するかについて部会で上がってきたものや出席者の案をそれぞれ出し合い、次回常任理事会に報告し、大まかな了解を求めることにしました。

1回目の委員会で出された案を列挙してみたいと思います。

1、ティッシュペーパーの配布

4月1日表示登記の日に四条烏丸でティッシュペーパーを配布する。

1、式典を行う

5月21日の定時総会後に引続きADR認証取得並びに60周年記念式典を開催、200名を目標、立食にし、会費を3000円程度とする。

1、河川敷クリーン作戦（ごみ拾い）

6月か9月頃に（鴨川の床の前後）鴨川の河川

敷の清掃を行なう。

他の既存団体等との協力も考える。市民参加（子供等）を呼びかける、日赤血液センターに献血車を要請し、献血をお願いする。ウォーキングとのコラボジャンパー、帽子等を作る、記念グッズを作成し参加者に配布する。

継続事業として次年度は他の河川敷を清掃する。

1、地籍整備事業（狭隘(あい)道路事業)の推進

地籍整備事業実現に向け、関係自治体に協力できる内容を伝え、事業展開できる基礎を作る。政治家よりバックアップをお願いするとともに勉強会を行う。

1、広報誌の発行

3月に広報誌（記念特別号）として会報を発行する。

1、記念切手の作成

記念切手を作成し、会員へ販売する。

1、携帯サイトから調査士を広報する

QRコードの利用

1、10月3日の日調連主催の60周年記念シンポジウムに参加する

会員親睦旅行とするかは別であるがバス2台60名程度、個人負担を2～3万円程度で、ビジネスホテル利用、居酒屋宴会、夜行バスの利用。

1、チャリティーを企画

寄付相手を確定した後、チャリティーゴルフ、ボーリング、etcを開催し、社会に還元する。

1、映画上映会を開催

一般市民を対象として映画「点の記」、「境界殺人」（仮称=テレビドラマ化企画）の上映会を開催。

1、座談会の開催

「これからの調査士」を基本テーマとして、激論ナマトークと題しガチンコトーク、出席者は京都会の会員のみとする。

こうしてスタートをきった委員会でしたが、実際には委員長の私自体がどのように展開していけばいいのかわからず、正に暗中模索状態でした。最終的には活動はプロジェクトチームという形をとることとなりました。

では実際の事業を簡単にご報告させていただきます。

信吉会長から3月21日にキャンパスプラザで「鴨川を考えるシンポジウム」が開催されるから、一緒に行こうということになって、信吉会長と出席させていただきました。山田京都府知事の挨拶の後、人間文化研究機構長金田章裕氏が「変わってきた鴨川下流域の姿」と題した基調講演や鴨川に携わる方たちをパネリストに迎えてパネルディスカッションが行なわれた。終了後、鴨川を美しくする会の事務局長にご挨拶にいき、参画することについてお尋ねをした。

5月21日 京都全日空ホテルにおいて総会のあと式典を開催しました。式典・懇親会は、総勢178名の出席者のもと松岡連合会長、政治家のみなさん、近畿ブロック各会の会長・近ブロ各会境界問題解決センター長・京都自由業団体懇話会の各会会長にも出席いただきました。会費を3千円としたこと、入会歴の浅い会員さんには直接声をかけたり、北部の会員のみなさんが出席しやすくするために、バスでの送迎を試みたりしたことが今までにない参加人数に繋がったと思います。

6月26日 京都会館において京都境界フォーラム2010を開催しました。

早稲田大学山野目教授の司会進行で境界標に特化した研修と市民参加のフォーラムとなりました。企画し、段取りをしてくれた山田副会長、谷口研修副部長・築山理事、また、当日会場周辺の案内、司会進行等、色々な立場で理事、部員の皆さんにも参画

していただきました。

10月3日 日調連主催の60周年記念シンポジウムの参加を兼ねて、会員親睦旅行に行きました。60名の参加目標は無謀だと言われましたが、帝国ホテルに宿泊というサプライズが功を奏したのか実現できました。これは財務部の皆さんとJTBの岡野さんの粘り強い営業努力の賜物でした。ちなみに、夜の宴会は予定通り？居酒屋でした。

10月9日 全国一斉表示登記無料相談会が8支部の協力を得て、開催することが出来ました。法務局から調査士会館に山中好浩統括登記官と鈴木康浩表示登記専門官に相談員としてきて頂き、木村主席登記官、今辻統括登記官には視察にきて頂きました。ありがとうございました。今まで相談会を行っていなかった支部が今後の取組みのきっかけになったことは、もう一つの成果でありました。今回の一斉相談会に参画できなかった支部は定期的に相談会を開催していることを申し添えておかなければなりません。

また、この相談会は全国一斉のイベントで、ポスターが作成されましたが、京都会は独自でチラシを作成しました。そこにQRコードを載せました。QRコードについては委員会の中でも、その利用方法について消極的な見方となったこともありましたが、会長の一言「もっと単純に考えよう」で一気に作成の運びとなりました。

11月27日 福知山サンケイボールの26レーンを借切って、チャリティーボウリング大会を開催しました。これも80名の参加は無理だと言われていましたが、委員や多くの皆さんの勧誘でほぼ目標の人数で行うことが出来ました。吉見研修担当理事のPTA会長の人脈で舞鶴学園に寄付することを委員会で決定し、約12万6千円をお渡しすることが出来ました。その後、クリスマスにタイガーマスクこと伊達直人名などでランドセル等が各地の施設に届けられました。二番煎じにならなくて良かったと思います。また、舞鶴学園からは丁寧なお礼のお手紙を頂いておりますことをご報告させていただきます。

12月17日 土地家屋調査士会館において理事会終了後の1時30分から、31名の出席の下「討論会」という名の座談会を開催しました。事前にパネラーとして盛田副会長・國松理事（研究）・田中丹支部長・西田理事（財務）・中邨理事（業務）・齊藤部員（広報）各位にお願いし、筋書きのない正にガチンコ方式で、大きく3つにテーマを分けて討論がなされました。大きなテーマは「これまでの調査士、これからの調査士」でしたがこれからの調査士像には中々到達できませんでした。あらためて、進行役の難しさを痛感しました。

この広報誌の作成も事業の内の一つでありましたが、これを読んで頂いている頃には既に放映されているであろう、土地家屋調査士を主人公にした2時間ドラマに京都会も賛同したことをご報告しておきます。

以上がこの一年で取組んできた事業の主なものですが、信吉会長が最初の委員会の時におっしゃっていた継続性の観点からも、60周年で得られたものを、次の70周年に向けて引き継いでいってほしいものです。

最後になりましたが、この一年、会員の皆様のご協力に感謝すると共に、多大な労力を惜しみなく発揮してくれましたプロジェクトチームのメンバーのみなさん「ありがとうございました」心より御礼申し上げます。

プロジェクトチームのメンバー

出野洋司理事、森本隆理事、奥田博理事、
築山正人理事、岩鼻良久理事、國松正義理事、
片山文昭支部長（副議長）

以下に委員会の開催日時をご報告いたします。

準備委員会

- 第1回 平成22年2月3日（水）
13時00分～16時30分
- 第2回 平成22年3月24日（水）
18時30分～20時30分

P T委員会

- 第1回 平成22年6月3日（木）
16時00分～19時45分
- 第2回 平成22年7月9日（金）
16時05分～19時50分
- 第3回 平成22年8月3日（金）
16時05分～19時50分
- 第4回 平成22年9月10日（水）
16時10分～19時30分
- 第5回 平成22年10月22日（金）
16時10分～19時30分
- 第6回 平成22年11月12日（金）
16時00分～19時30分
- 第7回 平成22年11月30日（火）
16時10分～19時45分
- 第8回 平成22年12月15日（水）
17時10分～19時50分
- 第9回 平成23年1月28日（金）
16時00分～18時30分



50周年～60周年 10年のあゆみ

京都土地家屋調査会の歩み・日本土地家屋調査士会連合会の歩み
土地家屋調査士制度、不動産登記制度の変遷・社会の動き、出来事

	京都土地家屋調査士の歩み	日本土地家屋調査士会連合会の歩み	土地家屋調査士制度・不動産登記制度の変遷	社会の動き・出来事
2001 平成13年	<p>安井和男会長就任 田 聡・戸田和章・木村義夫 各副会長就任 総務部長 山田一博 経理部長 木村正和 企画部長 青谷真人 広報部長 信吉秀起 厚生部長 大西 淳 公共事業部長 平塚 泉</p> <p>政治連盟発足 7月13日近畿ブロック定例協議会を京都パークホテルで開催(当番) 10月17日近畿ブロックゴルフ大会前夜祭を京都市東急インで、18日城陽カントリークラブで大会を開催(当番)</p> <p>入会者数 15名 退会者数 10名 会員数 288名</p>	<p>西本孔昭連合会長就任 松岡直武・待野貞雄・今村喜蔵 各副会長就任</p> <p>試験合格者数 618名 会員数 18,717名</p>	<p>不動産登記法施行細則一部改正(平成13年2月16日(法務省令第21号)平成13年4月1日施行) 不動産登記事務取扱手続準則一部改正 平成13年2月16日(法務省民二第444号民事局長通達) 土地家屋調査士法一部改正(平成13年6月8日第41号公布、平成14年4月1日施行)</p>	<p>第43代米大統領にジョージ・W.ブッシュが就任 森喜朗から小泉純一郎首相誕生 アメリカで同時多発テロ。ニューヨークの世界貿易センタービルやワシントンの国防総省にハイジャックされた航空機3機が突入、1機が墜落。貿易センタービルが崩潰。死者数千人 マイクロソフトがWindowsXPを発売 大阪市にユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)が開園 東京ディズニーシーが開園 吉野家、牛丼の値下げ発表 並盛を280円に 皇太子妃雅子さまが女子を出(12.1)、「敬宮愛子」さまと命名 NHK大河ドラマ〈北条時宗〉18.5% 一年を表す漢字「戦」</p>
2002 平成14年	<p>顧問弁護士、相談弁護士の導入 谷口忠武顧問弁護士、佐渡春樹相談弁護士 綿島浩一相談弁護士 11月2日近畿ブロックソフトボール大会を太陽が丘グラウンドで開催(当番) 京都地方法務局下京出張所が本局に統合</p> <p>入会者数 17名 退会者数 9名 会員数 293名</p>	<p>第3回国際地籍シンポジウム、韓国で開催</p> <p>試験合格者数 610名 会員数 18,741名</p>	<p>土地家屋調査士法一部改正(平成14年5月7日第33号公布、平成15年4月1日施行) 土地家屋調査士法人設立が可能に 京都土地家屋調査士会経理規程制定(平成14年12月13日)</p>	<p>小泉純一郎首相 京都府知事選に前副知事の山田啓二氏初当選 ノーベル物理学賞に小柴昌俊氏(東大名誉教授)素粒子ニュートリノを観測 初の日朝首脳会談、その後拉致被害者が24年ぶりに帰国 サッカーW杯日韓共同開催、日本は決勝トーナメント進出 牛肉偽装事件や食品不正表示相次ぐ 住民基本台帳ネットワーク稼働(8.5) ノーベル化学賞に田中耕一氏(島津製作所エンジニア) NHK大河ドラマ 利家とまつ・加賀百万石物語 22.1% 一年を表す漢字「帰」</p>

<p>2003 平成15年</p>	<p>安井和男会長 再任 戸田和章・乾倬一郎・信吉秀起・山田一博 各副会長就任 総務部長 大西 淳 経理部長 木村正和 業務部長 青谷真人 研修部長 木下二郎 広報部長 藤村 勉 研究部長 若林 智</p> <p>京都地方法務局左京出張所が本局に統合 職別国保調査士支部総会開催</p> <p>入会者数 10名 退会者数 8名 会員数 301名</p>	<p>西本孔昭連合会長再任 松岡直武・待野貞雄・馬淵良一・亀山一宏 各副会長就任</p> <p>試験合格者数 591名 会員数 18,648名</p>	<p>不動産登記法施行細則一部改正（平成15年3月31日（法務省令第24号）平成15年4月1日施行） 土地家屋調査士法改正に伴い 京都土地家屋調査士会則変更（平成15年8月1日施行） 京都土地家屋調査士報酬基準表撤廃（平成15年8月1日） 京都土地家屋調査士会情報公開に関する規則制定（平成15年4月22日） 京都土地家屋調査士会紛議調停に関する規則制定（平成15年4月22日）</p>	<p>小泉純一郎首相 衆議院選挙で民主党が躍進、2大政党化進む 阪神タイガーズ18年ぶりのリーグ優勝 個人情報関連法が成立 住民基本台帳ネットワークが本格稼働 宮崎駿監督の「千と千尋の神隠し」がアカデミー賞受賞 NHK大河ドラマ〈「武蔵」MUSASHI〉16.7% 一年を表す漢字「虎」</p>
<p>2004 平成16年</p>	<p>京都地方法務局峰山支局が京丹後支局に名称変更</p> <p>入会者数 9名 退会者数 13名 会員数 304名</p>	<p>第4回国際地籍シンポジウム、台湾で開催</p> <p>試験合格者数 566名 会員数 18,590名</p>	<p>土地家屋調査士法一部改正（平成16年6月2日第76号公布、新破産法施行の日施行） 土地家屋調査士法一部改正（平成16年6月9日第87号公布、政令で定める日施行） 土地家屋調査士法一部改正（平成16年6月18日第124号公布、新不動産登記法施行の日施行） 不動産登記法全部改正（平成16年6月18日法律第123号） 不動産登記法施行細則一部改正（平成16年12月16日（法務省令第88号）平成17年1月1日施行） 不動産登記法施行令</p>	<p>小泉純一郎首相 新潟県中越地方でM6.8の地震発生 北朝鮮の拉致被害者家族が帰国（5.22及び7.18） アテネ五輪で日本選手活躍、史上最多のメダル獲得 頻発した振り込め（おれおれ）詐欺 紀宮さま婚約内定 スマトラ沖でM9.0の大規模地震・津波発生、過去最悪の犠牲者×鳥インフルエンザの猛威アジアで広がる（1.13～） NHK大河ドラマ 新選組 17.4% 一年を表す漢字「災」</p>
<p>2005 平成17年</p>	<p>安井和男会長 再任 田中 牟・麻島克司・信吉秀起・山田一博 各副会長就任 総務部長 大西 淳 経理部長 池谷一郎 業務部長 西尾光人 研修部長 木下二郎 広報部長 藤村 勉 研究部長 平塚 泉</p> <p>7月1日より10支部に変更 京都地方法務局綾部出張所が福知山支局に統合</p> <p>入会者数 9名 退会者数 14名 会員数 299名</p>	<p>松岡直武連合会長就任 亀山一宏・下川健策・横山一宏・石橋利直 各副会長就任</p> <p>試験合格者数 527名 会員数 18,465名</p>	<p>不動産登記規則制定（平成17年2月18日法務省令第18号） 土地家屋調査士法一部改正（平成17年4月13日第29号公布、政令で定める日施行） 土地家屋調査士法一部改正（平成17年7月26日第87号公布、会社法施行の日施行） 京都土地家屋調査士会個人情報保護に関する規則制定（平成17年4月22日） 京都土地家屋調査士会地域慣習調査委員会規則制定（平成17年4月22日） オンライン申請スタート 本局、伏見出張所オンライン申請スタート（平成17年11月28日）</p>	<p>小泉純一郎首相 JR福知山線脱線事故、死者107人 愛・地球博（愛知万博）開催、累計来場者数2,205万人 第44回衆院選、自民党圧勝（9.11） マンションやホテルの耐震強度偽装事件発覚（11月） アスベスト（石綿）関連死問題広がる（6.29～） 郵政民営化関連法が成立 NHK大河ドラマ「義経」19.5% 一年を表す漢字「愛」</p>
<p>2006 平成18年</p>	<p>京都産業大学寄付講座開講 9月16日京都自由業団体懇話会ソフトボール大会を太陽が丘グラウンドで開催（当番） 10月14日近畿ブロックソフトボール大会を太陽が丘グラウンドで開催（当番） 10月19日会館新築地鎮祭 11月13日・14日第5回国際地籍シンポジウム/土地家屋調査士全国大会inKyotoを京都国際会館で開催</p> <p>入会者数 11名 退会者数 14名 会員数 294名</p>	<p>第5回国際地籍シンポジウム、京都で開催</p> <p>試験合格者数 520名 会員数 18,320名</p>	<p>土地家屋調査士法一部改正（平成18年6月2日第50号公布、一般社団・財団法人法施行の日施行） 京都土地家屋調査会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程制定（平成18年4月21日） 京都土地家屋調査会総会議事運営規則制定（平成18年12月6日） 京都土地家屋調査会京都境界問題解決支援センター規則等制定（平成18年12月6日）</p>	<p>小泉純一郎首相 安倍晋三首相 秋篠宮妃紀子さま男子ご出産（悠仁親王）、41年ぶりに皇室に男子誕生（9.6） トリノ冬季五輪で荒川静香が金メダル（2.23） 安倍内閣発足。初の戦後生まれの首相誕生（9.26） ライブドア堀江貴文社長逮捕 福岡の飲酒運転事故で3児死亡（8.25）、飲酒運転の厳罰化が進む NHK大河ドラマ「功名が辻」20.9% 一年を表す漢字「命」</p>

<p>2007 平成19年</p>	<p>安井和男会長 再任 大西 淳・麻島克司・信吉秀起・新 邦夫 各副会長就任 総務部長 上口武志 経理部長 池谷一郎 業務部長 宮坂雅人 研修部長 南 育雄 広報部長 藤村 勉 研究部長 平塚 泉</p> <p>3月28日新会館竣工(3/15)及び京都境界問題解決支援センター設立(4/3)記念式典を京都ホテルオークラで開催 京都地方務局向日出張所が廃止 4月15日浅田詔夫氏黄綬褒章受章記念祝賀会をリーガロイヤルホテル京都で開催</p> <p>入会者数 19名 退会者数 10名 会員数 291名、3法人</p>	<p>松岡直武連合会長再任 小林庄次・大星正嗣・下川健策・横山一宏 各副会長就任</p> <p>試験合格者数 503名 会員数 18,146名</p>	<p>嵯峨出張所、宇治支局、園部支局オンライン申請スタート(平成19年1月15日) 舞鶴支局オンライン申請スタート(平成19年4月23日) 京丹後支局オンライン申請スタート(平成19年5月28日) 亀岡出張所オンライン申請スタート(平成19年7月2日) 福知山支局オンライン申請スタート(平成19年8月20日) 木津出張所オンライン申請スタート(平成19年12月10日)</p>	<p>安倍晋三首相 福田康夫首相 Windows Vistaが発売 エキスポランドジェットコースター脱線事故 郵政民営化スタート NHK大河ドラマ「風林火山」18.7% 一年を表す漢字「偽」</p>
<p>2008 平成20年</p>	<p>入会者数 14名 退会者数 14名 会員数 300名、4法人</p>	<p>第6回国際地籍シンポジウム、韓国で開催 東京都千代田区に会館を移転</p> <p>試験合格者数 488名 会員数 18,002名</p>	<p>オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除スタート(平成20年1月1日) 本局乙号申請事務民営化 宮津支局オンライン申請スタート(平成20年5月12日)</p>	<p>福田康夫首相 麻生太郎首相 中国製ギョーザ食中毒問題 新名神高速道路の草津田上IC～亀山JCT開通 橋下徹大阪府知事に就任 NHK大河ドラマ「篤姫」24.4% 一年を表す漢字「変」</p>
<p>2009 平成21年</p>	<p>信吉秀起会長 就任 大西 淳・木村正和・盛田吉人・山田一博 各副会長就任 総務部長 池谷一郎 経理部長 木崎公司 業務部長 平塚 泉 研修部長 谷口 治 広報部長 藤村 勉 研究部長 山下耕一</p> <p>2月12日京都地籍シンポジウムを京都キャンパスプラザで開催 京都地方務局京田辺出張所が宇治支局に統合 菊池圭一郎氏黄綬褒章受章を受賞</p> <p>入会者数 10名 退会者数 4名 会員数 300名、5法人</p>	<p>松岡直武連合会長再任 大星正嗣・志野忠司・竹内八十二・関根一三 各副会長就任</p> <p>試験合格者数 486名 会員数 17,820名</p>	<p>すべての登記所がオンライン指定庁に。(平成21年7月14日)</p>	<p>麻生太郎首相 鳩山由紀夫首相 バラク・オバマが、第44代アメリカ合衆国大統領に就任 高速道「上限1000円」スタート 歴史的政権交代で鳩山内閣発足 Windows 7が発売開始 NHK大河ドラマ「天地人」21.1% 一年を表す漢字「新」</p>
<p>2010 平成22年</p>	<p>顧問社労士の導入 岡本俊廣社会保険労務士 4月1日ADR認証取得 菊池圭一郎氏黄綬褒章受章を受賞 園部支局新庁舎へ移転 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業開催 「京都境界フォーラム2010」 「記念研修旅行」「チャリティーボーリング」「討論会」etc</p> <p>入会者数 7名 退会者数 5名 会員数 307名、5法人</p>	<p>地籍シンポジウム2010/土地家屋調査士全国大会inTokyo開催 地籍問題研究会設立 第7回国際地籍シンポジウム、台湾で開催</p> <p>試験合格者数 471名 会員数 17,617名</p>		<p>鳩山由紀夫首相 菅 直人首相 日航が会社更生法の適用を申請 バンクーバー五輪(銀3銅2) サッカーW杯南アフリカ大会ベスト16 尖閣諸島沖で中国漁船が海保巡視船と衝突 準天頂衛星「みちびき」を打ち上げ 根岸英一氏、鈴木章氏ノーベル化学賞を受賞 NHK大河ドラマ「龍馬伝」18.7% 一年を表す漢字「暑」</p>

60周年記念事業

平成22年4月1日 未登記建物解消キャンペーン

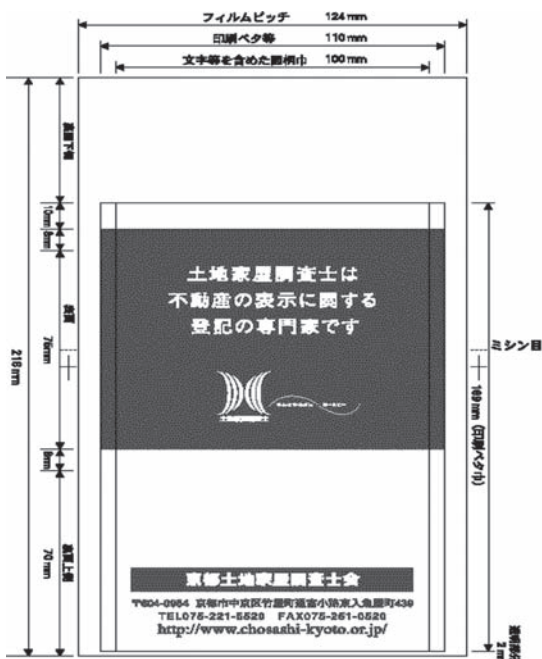
広報部 松岡久代

【表示登記の日】に、土地家屋調査士及び表示登記制度を世に広めるべく、午前11時より四条烏丸交差点で『未登記建物解消キャンペーン』～あなたの建物 登記していますか？～の特製のポケットティッシュを街頭配布しました。

ティッシュ配り未経験者達が、小雨の中、広報部と会長、副会長はじめ若手勉強会協力の下、総勢15名で配布を行いました。私たち土地家屋調査士が市民の皆さんのすぐ近くにいる、表示に関する登記の専門家であるということを知っていただくと共に表示登記制度を世に広める気持ちを込めてティッシュをひとつひとつ通行者に渡していきました。

ご協力者（順不同、敬称略）

- 信吉秀起、盛田吉人、
- 大西 淳、國松正義、
- 酒井規宏、寺田岳史、
- 盛田尚樹



「未登記建物解消キャンペーン」
あなたの建物
登記していますか？

建物の登記
建物の登記には、建物を新築したときや譲渡り住宅を購入したときには「建物所有登記」、分譲マンションなど区分所有建物を建築したときは「区分所有登記」、建物を譲渡したときや専有などの付属建物を新築したときには「建物附属物登記」、古い建物を取り壊して新しく建て替えたときには「建物滅失登記」と「建物新築登記」、などその状況も正しく登記するためにさまざまな登記申請があります。

京都土地家屋調査士会は未登記建物をなくしていくためのキャンペーンを推進します。建物の登記申請はお近くの土地家屋調査士または京都土地家屋調査士会にご相談ください。

京都土地家屋調査士会
〒604-0904
京都市中京区竹園町通富小路東入角町430
TEL075-221-5520 FAX075-261-0520
http://www.chosashi-kyoto.or.jp/

不動産登記法の目的である「取引の安全と円滑に資すること」の実現を目指すことはもちろんですが、行財政政策の基礎資料としての不動産登記記録の整備及び税の公平負担という観点からも、京都土地家屋調査士会は、未登記建物をなくしていくためのキャンペーンを推進します。

不動産表示登記の専門家
土地家屋調査士にご相談ください

「不動産登記制度」は国民の権利を守り、不動産取引を安全かつスムーズに進めることを目的としています。その制度の中で土地家屋調査士は、「土地」「建物」を詳細に調査・測量することによって、不動産の権利の範囲を明らかにし、法務局に登記することで皆さんの財産である不動産を守るお手伝いをしています。

まずは皆さんがお持ちの不動産について、登記の有無その内容を見直していただき、疑問がありましたらお近くの土地家屋調査士にご相談ください。

60周年
記念事業

平成22年6月26日
京都境界フォーラム2010

広報部 松岡久代

雨の土曜日、午前10時30分より京都会館会議場にて『京都境界フォーラム2010』が開催されました。

早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授に、「特別講義」（土地家屋調査士対象）と「基調講演～境界標識と市民生活の安心・安全～」 「討論会～市民社会における安心・安全と地図・境界標識・登記の役割～」ではコーディネーターを勤めていただき会場の出席者も参加して午後5時まで熱心な討論がおこなわれました。

境界標識の重要性をPRするため、土地家屋調査士が境界標の法的根拠と効果を再度根本から考え、適正に運用すること又境界標識の必要性再認識し、一般の方にも境界標識の重要性を知っていただくきっかけとなる貴重な一日となりました。

討論者：鍵山 祐一氏 京都府宅地建物取引業協会
 中崎 泰次氏 京都府不動産鑑定士協会
 坊 雅勝氏 全日本不動産協会
 池谷 一郎氏 土地家屋調査士



60周年 記念事業

「地籍シンポジウム2010 in Tokyo 会員研修・親睦旅行」

60周年記念事業実行委員 森 本 隆

地籍シンポジウム2010 in Tokyoへの参加と会員の親睦を目的に平成22年10月3日(日)～4日(月)にかけての1泊2日の行程にて研修・親睦旅行が実施されました。今回のシンポは2006年に京都・宝ヶ池国際会議場で日調連主催、京都会特別協力のもと開催された国際地籍シンポジウム in Kyotoにて採択された「京都地籍宣言」の具体化を目的としていることもあり日曜～月曜での日程にもかかわらず、59名と大変多くの会員が参加されました。

初日は京都駅より新幹線にて東京に移動、例年の親睦旅行では朝から宴会状態となりますが、さすがに今回は研修旅行、静かな車中でした。車中でお弁当をいただき、在来線にて有楽町駅に移動、帝国ホテルに荷物を預け、徒歩にて日比谷公会堂を目指し無事到着。午後1時から開会セレモニーが行われ、松岡直武連合会会長、柳田法務大臣の挨拶の後、第1部として法務省共催のもと表示登記制度50周年記念事業として、清水湛元法務省民事局長の記念講演「表示登記の50年と新時代の展望」をいただきました。第2部では土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として、鎌田薫早稲田大学総長による特別講演「地籍と法制度」をいただき、その後にコーディネーターに山野目章夫早稲田大学教授、パネリストに村田博史京都産業大学教授らを迎え「地籍 その可能性を探る」というテーマでディスカッションが行われました。第3部では地籍問題研究会設立の報告がありました。又、別室では全国の古地図の展示があり、こちらも多くの方でにぎわっていました。

今回のシンポ参加により、登記・地籍の諸制度の課題と展望の一端を理解することができ、今後の京都での地籍事業への参画に役立つものとなったのではと思います。

シンポ終了後、西新橋の居酒屋「桜坂」まで徒歩にて移動、ようやく皆様お待ちかねの60名での大懇親会です。シンポの疲れも吹き飛び、あちらこちらで笑い声が聞こえる楽しい懇親会でした。懇親会終

了後はそれぞれ東京の一夜を満喫されたようです。私の2日目は帝国ホテル本館地下一階の日本料理『なだ万』の朝食からスタートです。とてもおいしかった為、おもわずビールを注文してしまいました。いや～おいしかった。朝食後は、原則自由行動ですが、私は財務部が企画しました「東京観光バスツアー」に参加しました。参加者27名でバス1台を借り切ったの観光です。東京タワーを見学、靖国神社を参拝し、そして多くの外国人観光客でにぎわう浅草寺を観光、遠くに見える東京スカイツリーで感動！お腹のすいたところで浅草天麩羅の店「葵丸進」での昼食です。この店の天麩羅は揚げ方(油)に特徴があり、ごま油の香りが絶妙なとてもおいしい昼食でした。残すは、東京駅までのバス内観光です。新人バスガイドさんの「右手[実際は進行方向左手]をご覧ください！」のとんちんかん案内により大いに盛り上がりました。ただ、皆さんが車窓から注目するのは土地・建物のことばかり、東京は現在も大規模な開発があちらこちらで進行中であり、この建物の表題登記の費用？種類？とか、どこに行っても、根っから調査士の皆さんでした。

今回は60周年記念事業の一つとしての企画であったこともありますが、大変多くの会員さんと行動を共にし、親睦を深めることができたのは、京都会にとっても、私個人にとっても財産の一つになったのではと思います。来年もまた多くの皆様と共に参加できたらと楽しみにしています。

ありがとうございました。



浅草寺 雷門

60周年記念事業

全国一斉無料表示登記相談会報告 (表示登記って何？調査士って何する人？)

60周年記念事業実行委員 國松正義

これまで舞鶴支部は、行政相談などで依頼のあったときに行くだけで、支部として相談会を開いたことはありませんでした。行政相談などのとき、調査士に相談に来られるのは0人か、多くても2人でしたので、今回の支部単独の相談会に、何人来て頂けるか心細いかぎりでした。

多くの方に来場して頂くため、舞鶴市役所 市民環境部 市民相談課の係長さんと相談し、市の後援を受け、会場は舞鶴湾を見下ろせる市民周知の商工観光センター4階の会議室(43m²)と決め、「広報まいづる」(新聞折込みで各戸に配付されます)に掲載し、「くらしの情報10月の相談日程」にも入れて、市民に回覧してもらいました。

チラシは市民相談課を始め、公民館・図書館など市の施設24箇所に説明をして置かせてもらい、自治連合会長にも説明して各自治会長を通じて市民に回覧してもらいました。また、府市会議員や新聞記者など、顔の広そうな人にも渡して、境界問題で困っ

ている人は相談に行くことを勧めてもらうように、声をかけました。

そのとき驚いたのは調査士の知名度の低さです。舞鶴市の市民相談係長さんにさえ「表示登記って何？調査士って何する人？」と聞かれ、資料を渡し

日本経済新聞 2010年(平成22年)10月7日(木曜日) 12版 特集

記念事業 表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年

全国一斉 無料 表示登記相談会

2010年 10月9日(土)
●全国180以上の会場にて
問題解決の糸口にしてください

境界？ 登記？

所有する不動産(土地や家屋)について、境界や登記問題でお困りや疑問がありませんか？
法務局職員と土地家屋調査士が、ご相談にお応えします。土地家屋調査士

広報キャラクター「地蔵くん」

制度制定60周年
あなたとともに

会場・時間等については、お近くの土地家屋調査士会にお問い合わせください ●ホームページでもご案内しています
共催：法務省・日本土地家屋調査士会連合会 土地家屋調査士 無料相談 検索





て説明し、「よく分かりました。これまで境界問題で来られた人に司法書士さんを紹介していましたが、これからは調査士さんを紹介させていただきます」と言ってもらえました。行政の人にさえ知ってもらってないのですから、他にはもっと知られてないだろうと感じました。府会議員にチラシを渡した際、「ポスターを貼っても、演説をしても、車で回っても票にならない。家を回って、話をして、握手をした人だけが票を入れてくれる」と言われました。それを聞いて、公報に掲載してもらって、チラシを回覧してもらった、置かせてもらったから来場者があると思わず、地道に懇切丁寧な説明をより一層心掛けました。

当日、相談員は前の例から3人で十分と、池田支部長・山下研究部長・國松でした。玄関にノボリ・ポスターを出させてもらい、エレベーター出口から会場までの案内板を設置し、会場は3組対応可能にして、相談開始時刻の10時を待ちました。

相談者は少ないとの予想に反し、10時に2組み来られ、午前中には後4組来られて、番号札を渡して待ってもらい、午前中の相談が終わったのは12時を回っていました。午後は最初の方が1時10分で、後



丁度よい間隔で4組来場され、相談者は合計11組でした。

相談内容は、①境界問題5、②隣地所有者不明及び行方不明3、③測量費用1、④現地と公図の相違1、⑤権利（抵当権）1の計11件でした。相談者に待ってもらうこともありましたが、親切丁寧な対応を心掛けて、相談者は満足されていて、調査士を必要とされている方が多くいらっしゃると感じました。また、本会で用意して頂いた広報グッズは大好評で喜んで持って帰られました。ADRや筆特関係の資料があれば、一層良かったと思います。

藤村広報部長には遠い舞鶴まで御足労頂き、相談員も張り切って相談に応じることができ、有難うございました。舞鶴市役所・自治会・観光センターその他多くの方のお世話になりました。

10年後には、境界に関する事は調査士に相談すれば安心と国民の皆様の信頼が得られ、それに応えられるだけの知識・技術・能力を調査士は持ち、境界問題は調査のみで解決できる法制度になり、「調査士は国民にとって、なくてはならない絶対に必要な人」となっている、調査士の明るい未来を信じています。



60周年
記念事業

チャリティーボウリング大会

60周年記念事業実行委員 出野 洋 司

11月27日（土）に福知山サンケイボウルにて、当会初のチャリティーボウリング大会が開催されました。いつもイベント事は京都市近辺でしたので、今回はなんとか北部の福知山で、雪の降る前にと計画しました。師走を控えた忙しい時期に、参加者が集まるのがとても心配でしたが、皆様のご理解により76名の参加があり、盛大に開催することができました。ありがとうございました。

この大会では家族や補助者の参加OKとうことで、私も家族4人で参加しました。あまり得意でなく、久しぶりのボウリングだったのですが、家族に格好の悪いところは見せたくなく、司会ということもあり、すこし緊張していました。しかし、始めてみるとすごく調子がよく（神様はちゃんと見てくれている）今までのベストスコアもあり、なんとか父親の面目が保てました。私自身は8位と大健闘で、満足しております。しかし主催する実行委員長

の大西先生が優勝されるとは……。その優勝賞品は、当日賞として27位の山下耕一先生の奥様で山下敏子様送到了。

結果は以下のとおりです。

- 優勝 大西 淳 副会長
- 2位 小槻 吉彦 様（木村實雄事務所）
- 3位 壺内 武志 様（山下耕一事務所）
- 4位 信吉 秀起 会長
- 5位 新 邦夫 先生
- 6位 （女子優勝）

今井 敦子 様（大西淳事務所）

以下省略させていただきます

また、このボウリングによる親睦とともに、もう一つの目的であります募金を、皆様にお願ひしました。参加費の一部と、ゲームの中でストライク・ガーターを出した方には、一定の募金をお願ひしました。募金結果は、125,628円と、たくさんのご協力をいただき、本当にありがとうございました。募金先は、社会福祉法人「舞鶴学園」という児童養護施設です。当日の閉会式には、お忙しいにもかかわらず、園長の桑原様がおいで頂き、お礼の言葉をいただきました。

ホームページには「皆様から頂きたいのは、好奇の目や同情ではなく、同じ人生を生きる人間として共生していくための理解と支援です」とあります。



年末から騒がれております伊達直人（タイガーマスク）現象ですが、2月に入ってもこの現象は続いており、善意の気持ちは施設の児童にも届いていると思います。

この60周年記念事業の実行委員として担当させていただき、たくさんの事業を行ってきましたが、よ

うやくその役目を終えようとしています。この実行委員会のなかで信吉会長はおっしゃりました。「この60周年記念事業をきっかけとして始まった事業を、今後も継続していく事に意味がある」と。この60周年記念事業から始まり、今後ながく事業が続けられるようにと思います。

舞鶴学園よりお礼状

学園周辺の山々も紅葉が進み、冷え込みも秋の深まりとともに身体に感じるようになりました。いかがお過ごしでしょうか？お伺い申し上げます。

さて この度は当学園児童のために《チャリティ・ボウリング》を実施され、その収益をご寄付賜りましたこと、謹んで厚く御礼申し上げます。当初は降って沸いたお話に驚きでしたが、当日、目録をいただきます際に皆様の児童養護施設に対する真摯なお気持ちが、ストレートに温かく、そして優しく伝わってまいりました。ただただ感謝の気持ちで、その場を後に致しました。

学園の近況をご報告いたしますと、直近では家に帰りたくないと訴えて、自ら施設での生活を希望した高校生や、家庭での虐待で施設生活を希望した中学生などの入園が連続いたしました。高校生のケースも虐待のケースです。本人が訴えたことで発覚したのですが、幼児期から虐待が継続していたようで、我慢を強いられたこれまでだったようです。背景には離婚、再婚があります。特に再婚の場合は、それまでの家庭が構成員次第でガラリと変わってしまうことがあります。大人の都合で、その状況にお付き合いを余儀なくされる子どもたちは大変です。誰の所為とは申せませんが、一番身近な大人から離れて生活せざるを得ない子どもにとって、入所理由如何では深刻な心の傷を負ってしまうことになりかねません。怯えながらの生活から逃げてくるわけですから、当施設での生活が安心で安全なものとして保障されるように、私どもも心して受け入れなければならないと思っております。

現在、来春に向けて家庭の受け入れ調整中のケースが幾つかあります。不安要素を抱えたまま家庭復帰するケースがほとんどですので、上手くいくようにと祈る思いです。やはり、家族みんなと一緒に暮らすことが何より自然なことです。少々不安があっても誰しもそれを求めるのですが、その反面、家庭に戻れない子どもたちもおりますので、ケースによっては複雑です。

領収書を送付させていただきます。ご寄付の意図に副うように大事に活用させていただきます。皆様のご厚志にお応え出来るよう、私どもスタッフも気持ちを引き締めて努めて参る所存でございます。今年も残りひと月となりました。いよいよ寒波の到来時期を迎えますが、くれぐれもご自愛の上お過ごし下さい。ありがとうございました。

京都土地家屋調査士会

会長 信吉秀起 様

平成22年12月3日

児童養護施設 舞鶴学園

園長 桑原教修

**60周年
記念事業****討 論 会****60周年記念事業実行委員会**

平成22年12月17日土地家屋調査士会館4階会議室において、理事会終了後の1時30分から開催いたしました。

討論会の会話を全て掲載することは費用、経費の問題もあり、叶うことは出来ませんので要約することにしました。お話された内容が全てではなく要約したものであるため、省略させていただいたことで真意がお伝え出来きれないこともあるとは存じますがご理解のほど宜しくお願いします。

討論会は約30人の会員が円形に配置された椅子に座って行ないました。

事前にパネラーとして6人の方をお願いして、進行のお手伝いをしていただきました。

始まりにあたり

司会の片山60周年事業PT委員が開会を宣言した後、信吉会長から開会に先立って「CPDポイントは付きませんが自由闊達に今後の調査士について語りましょう」という内容の挨拶がありました。

司会者より進行役のPT委員長の大西にマイクが渡されました。

「今回の討論は、『これまでの調査士、これからの調査士』を大きなテーマにおき、この10年を振り返るなかで、今を見つめながら、今後10年を考えていくことに重きを置きたいと思います。そこでお約束事をいくつかお願いします、1つ目はビデオを撮りますが記録をとるため、研修ライブラリーのような形で対外的に公開はしません。また、役員の方が発言することも当然ありますが、そのところを言及するのは止めましょう。「これから副会長としてではなく一般会員として話します」なんてことを

いっても意味はありません。多少の失言はお許しください。一応私が進行をさせていただきますので、指名させて頂いてからお話ください。今日の討論に参加された方は誰もが調査士のことを考えておられると思いますので、意見の相違はあっても、討論会が終わればノーサイドでお願いします。」という進行についての話の後、調査士60年をざっと振り返りました。

パネラーの皆さんの10年前

大西：パネラーの皆さんにお聞きしたいと思います。10年前は何をしていましたか。年の順番と言うことで、初めに斉藤さんからお願いします。

斉藤：大学を卒業して、その年の試験に合格してA事務所に入所しました。この業界に入ったきっかけは大学の時にB事務所でアルバイトをしていて、測量した現場の図面を見て、面白くて、やりがいのある仕事だと感じた。5年前に登録をして、今年の1月に独立開業したのですが、面白さは変わらないし、周りには不況といわれていますが、そんな風には思っていないし、棚からぼた餅状態です。

大西：独立したことにはビックリしました。では次に中邨さんお願いします。

中邨：試験に受かったのが平成11年だった。仕事の内容がわからなかったので大阪の事務所に勉強のため就職していた。その後、平成16年4月に登録して6月に開業しました。

大西：次に西田さんお願いします。

西田：10年前は開業して4年位でしたが遊びまくっ

ていた。会議の後にはご飯を食べて、木屋町や祇園に繰出してハシゴしていました。よくお金があったものだと、今考えると不思議です。仕事は怖いもの知らずで、行け行けだったと思います。会の役をやったことで成長させてもらったり、仕事面でも対人関係でもこの10年の間で一回り大きくなったような気がします。

大西：この辺から順番がわからんように・・・

田：私です(笑い)。10年前、総務部長をしていました。当時は棚の上にぼた餅が一杯あって、仕事は一杯だったのに、今はぼた餅を隣の斉藤君が食べてしまったようです(笑い)。年配の調査士に仕事が回るような討論会にしてほしいです。

大西：次は盛田先生でしたね。

盛田：そうです。本会と公嘱協会の理事をしていました。10年前頃は忙しかったが、それから3年くらいした頃からだんだん景気が悪くなってきたかな。私は団塊の世代ですが、斉藤さんのお父さんみたいなもので、お手柔らかにお願いします。

大西：では、最後に国松さんお願いします。

国松：当時総務担当の理事をしていました。64歳で立命館の法学部に入学して、4年で卒業しました。大学に入学した理由はこれからは法律を知っておかなければならないと感じたからです。当初、土地家屋調査士は儲かる仕事だとは思わなかったから登録しなかったけれど、公嘱協会が出来たことを期に入会した。すると、大きな仕事が次から次へ、調査士はよく儲かる仕事だなと思った。

大西：えらく景気のよい話ですね。これから又そうなればいいのですが、次に進めたいのですが何かご意見ありますか。

田中牟：わしに10年前の話させて。

大西：はい、どうぞ。

田中牟：私は奈良の工業高校を卒業して、京都のC事務所に就職し、昭和36年に調査士の試験に合格しました。調査士会には昭和41年に入会しました。師匠が足を骨折した時には仕事をバッチリ覚えられました。今思うと私の調査

士の歴史は調査士の歴史になります。公嘱協会の立上げも私がやってみたいなものです。当初はいろいろと苦労がありましたが、だんだんとよくなってきて、よく遊びにいけるようになっていましたが、今は様変わりです。

テーマ1

土地家屋調査士の現状と今後について

大西：それでは、これから土地家屋調査士の現状と今後についてというテーマで進めて行こうと思いますが他にあれば臨機応変に変えていきますが・・・

一般の会員の中には理事が理事会でしっかりと発言しているか疑問に思っているようですが、これについて何かご意見ありますか？

中牟：理事会は単なる承認機関になってしまっていて、評議の場もないのに発言を求めること自体おかしいのではないかと。

大西：これについて意見ありますか？

末永：理事会はある程度の決議事項を決定していかなくてはならないけども検討する場所はその機関なのか？どこで協議をされたかもわからないことに賛成か反対かの挙手を求められてもそのやり方には疑問を感じる。

大西：理事会の構成員でない方もいるので説明させて頂きます。今日、理事会で表紙の購入枚数の撤廃の決議をしたのですがその件です。因みに、前回の理事会にも審議事項として上程されたものを協議事項にして意見を聞いていた案件です。

田：表紙については表紙制度実行委員会で真剣に考えていこうということで提案させて頂いた件です。常任理事会が事実上の協議機関で理事会が追認機関となっているのではないかと。したがって理事はほとんど発言しない。常任理事が理事会の場で意見を言うと止められたことがある。運営の仕方に問題があると思っていました。今の事まではわかりません。

大西：10年前はどうでしたか？

田：10年前のことは聞かないで、・・・これは冗

- 談ですが、優秀なスタッフに恵まれていました。
- 大西：当時から今と同様でしたね。理事の方が多くですが、山内支部長さん、理事会はどう見えていますか。
- 山内：誰が理事をされているかも知りません（笑い）
- 大西：こういう状況です。ちなみに理事をどのように選任されていますか。
- 山内：支部総会にも顔を出されないような方が、知らない間に理事になっておられる。
- 大西：山岸さん、まだ入って間もないかもしれないけど何か不満ないですか？いいことででもいいですが。
- 山岸 未だ全体が見えていません。
- 大西：支部会は何回くらい開かれました？
- 山岸：はい、2回くらいあったと思います。
- 大西：平塚先生、長い間理事をやって頂いていますがどうですか。
- 平塚：理事をするとき一本釣りをされることがあるけれど、理事がどのような役割をしているか、何をするかの説明もされない。理事が意思決定機関であり、常任理事会は執行（受任）機関であることを選任する際に伝えないといけない。これから若い人たちにバトンタッチしていくことになるのでこの辺をきちっと伝える必要がある。
- 大西：新先生も会務に長い間携わって頂いて、総務もやって頂いていましたが。
- 新：長い間、会務に携わってこさせてもらいましたが・・・会長の一本釣りもあって、会長の思う人材を投入していたこともありました。
- 大西：今は原則、支部からの選出の理事さんを中心に選任されているとは思いますが、・・・話を基に戻しますが、岩鼻さん、理事会を毎月開催することについてはどうですか
- 岩鼻：北部から来るものとしては厳しいですね
- 大西：今、10支部あるんですが、中丹以北の先生は2時間以上かけて来られているんですね。じゃ、北部ではない森本さんは理事会を毎月開催することについてはどうですか
- 森本：正直、月2回拘束されるのはきついです。
- 大西：常任は2回来てるんですけど・・・
- 森本：さっきの理事の選出の件ですが、私自身、好きでやってる訳じゃないんです（笑い）頼まれてきてるんですよ。支部長をしている時に役員なんかを頼んで、引き受けてもらおうと、今度、その方から頼まれると断れんようになって、深みにはまってしまふんです（笑い）
- 大西：この中で理事に立候補するといって手を挙げた方いますか？
- ・・・誰もいないんですねー。中邨さんはどうでした？
- 中邨：挙げてないです。多分、言われるだろうと思ってたこともあります、言われてなければ、そのときもやはり挙げなかったと思います。
- それと先程の理事会の件ですが、研修部で使っているウェブなんかをもっと利用すべきですし、理事会なんかはユーストリーム等でもっとオープンにするべきだと思いますがいかがでしょう。
- 大西：理事会の内容をすべてオープンにすることは意見が分かれるところですかね。これは理事さんの協議の結果を載せておいたほうがいいのか、副会長の範囲で処理をしておいてもよい案件であるとか。もちろん、全てをオープンにするという考えもありますが私は違うと思います。
- 中邨：実際には内容は議事録をホームページ等でオープンにされているんですから、皆さんどうお考えなんでしょうか？
- 大西：じゃあ、谷口治さんどうでしょう
- 谷口治：WEB公開は技術的には可能ですね。理事会の議事録は全てを記録しているわけではなくて、支障の無い範囲で記載しているのが現状だと思います。仮に全てオープンにすることを前提とすれば、議事自体に制限をかける場合もあり得るので、痛し痒しといったところですね。又、理事が発言・協議する場については、メーリングリストを利用しても良いのでは？と思います。常任理事会ではもともと連絡の用途としてメーリングリストを立ち

上げたと聞いていますが、個人的には理事会で不足するものをメーリングリストでやったらいと思えます。実際に中邨理事の質問に対して池谷部長からきちんとした返答がされていた事例がありましたし、又、実際研修部でもメーリングリストで助かっている部分もあるので、メーリングリストを協議を補うものとして位置づけることについて、これはすぐにできるし、問題も無いと思うので、一度検討していただければと思います。

大西：メーリングリストについてですが、議事そのものをそれで行なうのかメーリングリストで補うのかということでは違うと思いますが、実際、研修部でもメーリングリストを使って話をしていますが、あれが会議になっているかということ、また違うように思いますが、吉田さんそのへんどう思いますか？

吉田：人前で喋ることが得意・不得意な人、文章を書くのが得手・不得手な人がいますが、私は両方不得意なんです（笑い）・・・私も研修部で使ってますが、皆に一斉に送信できて意見も出せます。メーリングリストが無かったら文章にしない事でも書くことの練習みたいなことが出来て助かってます。

大西：補助的なものとして良いということですよ。メールで会議となると厳しいと思えますし、メーリングリストを議論の場にすると、午前中の理事会で池谷さんの話しにもありましたが、相手の顔、表情などが見えないので、同じ文章を書いても受け取る側の立場・状況により違う文章にとられてしまう恐れがあるのでは？と思いますが、池谷さん、そのへんはどうですか？

池谷：私の偏った思いではありますが、メール・インターネットが普及してから、世の中全体的におかしくなっている。メール・インターネットに頼りすぎではないでしょうか。本来は連絡や図面送付の為のツールであるべきだと思う。私はメーリングリストでの議論には反対です。

大西：少し話が変わりますが、最近の大学生の就職活動にはメールが利用されており、資料請求

も毎日40通、1週間で計800通の情報を取得するらしいです。学生が情報過多により、取捨選択ができない状況になっていて、配信しても学生が企業を訪問しない事例が増えているようです。その結果、現在では学校に出向いて説明会を実施する従前の対応に戻している企業がでていて聞いています。メールは正しい情報かどうかも含め、使い方によっては炎上するとまでいなくても、それに近い話になってくるんじゃないかとオッサン的な発想で思いますが、若い発想はどうですか？

吉岡：しゃべることが不得意ではないですが、会長とか理事とか名前のついている権威に弱いんです。ですからこういう場で話すのはものすごく緊張します。そうかといってメールでの会議は上手に表現できない。メールは補助的なものであって実際は相手の顔を見てやらんと思っても伝わらないし、文章だけでは相手がどのように思っているかわからないので、顔を合わせてやりたいですけど、気が小さいので権威のあるえらい人の前ではうまく言えないです。

大西：その割りにはしゃべってるけどね！ちなみに誰が偉いんですか？

吉岡：会長とか副会長とかつくと僕の中では偉いんです。

大西：実際は身体がえらいだけなんですけど。

吉岡：僕の個人的な見解ですが、理事になったのが今回初めてで、理事職の受任については、選考委員から「順番だからやらないとダメよ」と言われたからなったのであり、まだ慣れてないです。また、理事会の毎月開催は丹後の会員には時間的にも厳しいです。先ほどの理事会でもそうだったんですが、役員をされている方はどうやって仕事をされているのか疑問です。あれだけ会務に携わっているのであればそれなりの報酬もあってしかりと思えます。

大西：報酬の話なんですけど、昔は名誉職といわれる役職は財政基盤のある方がやっておられたとの思いもありますし、実際に全体的に景気もよかったです。そんな窮屈ではなかったが、

今はそうではないですね。木村さん報酬も
らったうれしいですか？どうですか？

木村：報酬もらったうれしいに決まってるやん！
10年ほど前は総務部に在籍していたが、部会
終了後は毎回お祭りでした。今は副会長に
なったら家がなくなった。(笑)とんでもない
話ですわ！現状はそんなところで、今後の
ことなんてわかりません！でも今日みんなの
話を聞いて今後の為にしたいなと思います。

大西：そんなまとめる話はいらんから、副会長とし
てどの程度の報酬であれば納得できますか？
例えば公囑さんの方はもらってますよね？副
会長職の役員報酬はどの程度の金額が妥当で
すか？

木村：ごめんなさい。金はいらぬです。

大西：さっき欲しいって言っていたやん。

木村：金は欲しいです。役員としては、僕は不要で
す。

大西：何ですか？

木村：自分で手を挙げたわけではないが、さっきの
森本さんの話やないけど、泥沼みたいなも
んですわ！ただそれやから金をくれとは思わ
ない。ただ、もっと仕事で金が欲しい。私が部
に入れてもらった時の先輩方もそうやった。
仕事ある、金もある、暇もある、遊ばな
しゃーない、無茶もして、そんな時もあ
った。

大西：先ほどの理事会で役員報酬を上げてやって欲
しいとおっしゃっていた横山さんどうで
すか？

横山：役員をするには、自分の生活基盤がしっかり
していることが必要と思う。自分の経験か
ら、役員をしていたときは、仕事を任せるこ
とができる補助者がいたからつとまったが、
今は役員を引き受ける状況にない。その経験
を考慮したうえで、今の役員の動きを見てい
ると、昔とは状況が違うので役員報酬を出し
ても良いと思ったので、そのように提案させ
ていただきました。

大西：ありがたいですね。副会長の盛田さんどうで
すか？

盛田：役員報酬、自分が役員をしている今は不要だ

が、今後は必要と思う。役員を辞めるときに
は報酬について提案したいと思います。

大西：遠いところから来ていただいている山下さん
どうですか？

山下：私の場合は役員報酬よりも仕事をする時間が
欲しい。来期は次の方に頑張っていたきたい！現状、報酬については不要！過去の先人
も報酬は無しだったこともあり、自分の役目
を果たして次の世代にバトンタッチする為にも、役員になった人たちがベストを尽くして
任期を無報酬にて頑張っていたきたいと思
います。

大西：報酬について何か言いたいことありますか？

末永：報酬不要の意見が多いが、常任理事の報告を
みていると自分の仕事ができないくらいの作
業量があると思う。本人が不要と言っても、
会の為の仕事をしていただいている以上、会
員から「その負担をしようじゃないか」と支
えるのが本来だと思います。会員はそれぞれ
皆が事務所を経営している人の集団なので、
やらない人がやる人になんらかの形で負担を
するのがよいと考えます。ですから先ほどの
盛田さんの提案に賛成します。

盛田：役員をやっている間、どんどん貧乏になっ
ているような気がするが、自分が役員をやっ
ている時はボランティアでやりたいと考える
が、やめるときは提案したいと思います。

大西：どっちなんですか？

盛田：本当は会員の皆が応分の負担をするべきかも
しれません。300分の1の会員なので、それ
ぞれ役をやっている人を支えるのがよいけど、
私の場合は10年、20年の話ではなく、2年間
の話だから、無報酬でもよいです。

大西：たぶん公平論というか、先ほどの会費の件も
そうですけど、どこに公平を置くかという議
論にもなるかもしれません。またボランティ
ア精神がなくなってきたといいますか、実際
にはボランティアとして活動できない現実が
あるのかもしれませんが。私は今、副会長を
やっていますが、会長の動きをみていると時
間的にも、身体的にも、お金の面でも大変や
と思います。会長として一定のお付き合いも

必要な報酬ではなく、交際費を出してもよいのではないかと思います。今後、会長職に同じような動きを求められると、それも大変だし、なり手がなくなっても困るのではと思います。

田：理事会の開催については、毎月とかの設定ではなく、必要なときに必要な回数を開催すればいいと思います。ただ、今は事務量も増えており、コンピューター導入後は楽になるはずだったのに、楽になるどころか、逆にますます事務量は増えている。これが本来の会の姿か疑問です。会長には失礼ですが、自分で手を挙げた人は無報酬でよいと考えていますが、支部からの要請でできた会員はそうでもないと思います。会務に対して志がない人は辞めてもらったらい。志がある人は無報酬でもよいと思います。ただ、現状をよく判っていないのですが、ちなみに理事会一回あたりの開催費用はどれくらいですか？

木崎：14～15万程度（旅費&会議費含めて）です。

田：日本中を探せば報酬を払っている会もあります。それは本会の為に、会員全部の為に、業務を行っておられるからです。そういう意味では、会の為に働いていただいている方には、支払ってもよいのでは？と思います。但し、唯一、会長だけは無報酬でやっていただきたい、との思いです。もう一つは、会議の場所についてですが、北部から京都市内に来るのは大変です。交通費をもらったからよいということではないし、移動時間のロスは大きいです。よって会議のあり方及び場所についても検討していただきたいと思います。京都の真ん中は福知山なんですけどね。

大西：国松さんが手を挙げられています。意見はあろうかとは思いますが国松さんを最後に、テーマ1は終了したいと思います。

国松：役員報酬は支払うべきであると思うのですが、不要とおっしゃる役員の中には、お金をもらうことで責任を果たさねばならない等と変な義務感が出てくるので、いらないとおっしゃる人がいる。報酬とするのが具合が悪いようであれば、日当の金額に差をつけて会長

職はいくら、副会長職はいくらにするとかを考えてみてはどうでしょうか。

大西：ありがとうございます。一応、テーマ1はこれで終わりたいのですが、今、寺田議員がお見えになったので、一言ご挨拶をして頂きたいと思います。

寺田議員：メールを見させていただいて、信吉会長の熱い思いが伝わったので是非参加したいと思い、寄せて頂きました。最後までいられないですがよろしく願います。

テーマ2 強制入会制度と会員について

大西：テーマ2として強制入会制度と研修について考えていきたいと思います。まず、はじめにCPD制度からだんだんと話を進めていきたいと思います。ごく最近、CPDが公開になりました。何名かは賛同できませんということで、公開されてない方もおられますが、なぜCPD制度をやっていかなくてはならなかったのかの背景、一般会員さんがどう感じているか、また、なぜ研修に参加できないのか、参加しない会員をなんとかできないかを考えながら進めていきたいと思います。とっかかりとして、公開に至らなければならなかった理由は何だったかをお聞きしたいと思います。谷口治さんどうですか

谷口治：まずはCPD制度の定義なんですけど、基本的に会員の研修履歴を全国共通の基準で評価して公開する制度です。公開ということはCPD制度の前提です。公開の無いCPD制度はありません。

大西：批判ではありませんが、今の研修が一般会員から見て、ちゃんとCPD制度として成立つ研修になっているのかどうでしょう。同じような研修を受けて、点数が高くなっている会員もいるようですが・・・点数がものすごく高いからと言って、それがどうなのかってこともあります。ちなみに、参加者の中で公開されていない方はおられますか。全員公開されているんですね。では、一般の方から「公開されているんですね」とか言われた方は

ありますか。誰もおられないんですね。

中邨：CPDの制度について疑問があります。単に研修をすれば良いというものではないと思います。ある程度、段階ごとに到達目標があって、そこまで達したから何点ありますよとか、そういうことの議論がないまま、単に受けたから公開しますというのはおかしいと思います。

大西：試験をするということですか。

中邨：試験もいいですけども、段階的に例えば、民法では基礎は何時間必要です、必修の研修は何時間必要です、応用の研修は何時間必要ですというようにするべきだと思います。公開するためには。

谷口治：中邨さんの意見は正論だと思います。CPD制度が始まる時に、前の研修部でも議論していたことですが…今の制度では、研修の履歴は出てくるけども実際の中身、到達度はどうか、理解度はどうか、研修内容がその人に身に付いているかどうか分かなければ公開しても意味があるのか、というようなことになります。中邨さんのおっしゃるとおりです。先ほども申しましたとおり、CPD制度は会員の研修履歴を評価するものなんです。それを全国共通の基準で評価するかたちなんです。もともとの制度として到達度や理解度を全く問うものではないんです。単純に何時間研修に参加したかを出すものなんです。ですので、前の研修部でも、諸手をあげて賛成ということではありませんでしたし、今もそうです。ただ、これは日調連でやると決められたからやっているということです。私が思うに、この制度は土地家屋調査士は自ら研修をしている、自分らで研修ができる団体であるということを対外的に示すものであると考えております。制度維持のための広報活動の一環としてとらえています。中身とか体系については別途考えなくてはなりません。

片山：研修に参加して座っていれば何ポイントというような考え方は捨てていただきたい。研修の講師をやったり、レポートにしたりしても

ポイントは付きますので、自分からこういうテーマで勉強したからポイントを申請して付ける、というのが本来のCPDポイントではないかと思います。その辺を意識してほしいです。

大西：CPDポイントもしくは継続研修について、齊藤さんどうですか。

齊藤：私が思うに、土地家屋調査士は法律ができて当たり前で、その上に測量もできるという考え方なので、昔は測量ができれば良かったかもしれませんが、今では世の中が権利を主張して争うようになっていっていますので、私は自分を法律で武装するというところでやっていますし、今更なんで研修やっているのという気持です。民法などの法律が理解できていない人は当然研修を受けるべきです。また自分たちで勉強をしていかないと、この資格は無くなると思います。調査士は、測量も法律もできるというのが特徴であって、アピールポイントであると思います。

強制入会である以上、研修を受けたくるように広報するべきですし、『研修を受けないと取り残されますよ』と周知して、法律は知ってて当然であることを広報するべきです。いかに会員全員がレベルアップするかがポイントとだと思います。

大西：会員が約300人に対して、研修の参加者は平均60人から70人ぐらいだと思います。その研修に参加していない人は、その時間も金儲けができていますよね。研修を受けなくても仕事ができているということですよ。なぜ参加しないかという、参加しなくても仕事ができているからだと思うし、仮に参加しないと仕事ができなくなるということになるとどうか。研修の良し悪しでないと思います。今の研修は全て役に立っているとは言いませんが、それなりにいい研修をしていると思います。

国松：参加すればポイントが付くというのではなく、到達を見極める簡単な試験やレポートを求めるようにし、その代わりそれによって何らかのメリットを与えるということが必要で

はないでしょうか。

大西：メリットねえ。いまのADRの試験と同じでなかなかメリットは出てこないでしょうねえ。研修に参加している側からすると、仮に参加していない人が事故を起こして、「研修に来てないからでしょ」ということになれば価値もある。例えば研修に参加していない人に、法務局でばったり会って、「これどうやった」と訊かれ、それこの前の研修でやったことやのと思いついながらも、つい教えてしまうという話もあるのでは。研修に参加している人は時間をとられ、参加していない人は部分的に必要なところだけ聞いて仕事ができているということについて、参加者のいらだちはありませんか。

国松：苦情が多かったり、業務指導、綱紀委員会にかかる調査士の方と、研修の出席時間との因果関係はどうでしょうか。

大西：因果関係を調べたことはないと思います。研修に来ていない方が業務指導、綱紀委員会にかかることが多いということは一概に言えないと思いますし、必ずしも研修参加回数が少ないことが原因とは言えないと思います。

斉藤：強制入会である以上、研修を啓発していかなくてはいけないと思います。案内へ一文付けるなどして、参加してもらうための工夫が必要なのではないでしょうか。

谷口明治：一文付けるという話ですが、逆に一文付けて釣るようなことをしないと参加する気にはなれないのかということです。意思のない人は受けなくて良いと思います。自分で選別して参加したら良いと思います。困るのは自分自身、参加しないリスクは必ず出てくるし、差別化にもつながると思います。

大西：強制入会のなかで、斉藤さんの意見のとおり会員全員のレベルアップか、谷口さんの意見のとおり自己管理にまかすのか。ただ谷口さんの考え方だとすると、事故があって被害者が調査士会へ苦情を言いに来られ「みんなプロの集団なんですよ！ちゃんと研修させて下さいよ」と言われてしまったとき、このままでよいのかと考えられます。

ただ強制入会制度といいながら、何を何処まで強制するのかというところで、ご意見はありませんか。

平塚：調査士制度になったもとの理由は、国民の財産を守るための仕事を無資格でやっていたけれども、それではだめだということでこの制度はできた。その意味を当然知っておかなくてはいけない。

CPDについてですが、役員をしている立場からすると、助かっている面があります。筆界特定調査委員などの推薦のときに、これを参考にさせていただいております。

又、研修でした内容を、安易に質問するという話がでしたが、お互いにプロなんですから、まず自分で確認をして、それでもわからない時に訊いていただきたい。

表示登記研究会で法務局と向き合って話し合いをしますが、はっきりいって苦情係になっています。我々のやっている通常の業務以外で申請に及ぶ人、また全然知らずに申請してしまう人がいるので、そのことで法務局からお叱りを受けることがよくあります。それに対して、見解の相違はあっても、「我々は我々でしっかりと研修をやっています、その上の話です」、と言いたいのですが、研修に来ている人も含めて、容易なことを訊きに行ったり、事務取扱基準等の内容と齟齬するような申請をしたりされているようで、正直困っています。

信吉：我々と同じ専門職がたくさんある中で、強制入会制度をとっていない資格もありますが、我々は強制入会である理由は何で、それを続けるためにはどうしたらよいかを考えてはどうでしょう。

大西：強制入会になったのは昭和31年からで、その理由の基本は研修と報酬ということでした。表示登記というのは義務化されていますので、報酬が高すぎたり、あまり差があったりしてはいけない。試験に合格した後、なにも勉強しないことになると、法律の変更や建物の変化に対応していけないということなどから強制入会をとることとなったのだと思いま

す。

しかし、報酬基準の撤廃があり、研修も義務化しているかというしていません。そのことからすると強制入会でなくても良いのではなか。仮に強制入会でなかったとすると、姉齒事件のようなことがあったとき、あなたも同じじゃないですかと言われてしまう。そういったときにどこも管理できない。研修を受けて努力する者、しない者、今日入会した者も、30年経験がある者も同じ土地家屋調査士ということなので、この強制ということを連合会や京都会も少し考えていかなければいけないのではないかと。強制会の意味がなくなってきたような気がします。

田：今になって思うことは、年齢、経験がだんだん調査士としての仕事を上手にするようになる。というのは、境界紛争しているときに、理論ばかりで調査士がいくと絶対に治まらない。境界線は感情線だと私は思っていて、感情でもめている境界線がほとんどです。その中でなにをもっていったらいいか、頭でかちになった理屈でいくと治まらない。経験で培ったことは技術では上回れない。この歳になってようやく、もめごとがあってもだいたい解決できるようになりました。研修会の中で、理論とか学習とか実体法の勉強も大事ですが、そういう経験を積んでこられた方の話を聞くということもとり入れていただきたい。

谷口治：実際、そういう先輩の調査士さんの経験を聞きたいという意見は新入会員研修会でも聞きますし、若手の会員さんからも聞きます。しかし、その経験を語っていただける講師の先生がなかなかいらっしゃらない。又、調査士の中には関連業務で兼業されている先生もたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういう方に専門的な知識をお願いしたい。

田：先ほどの研修を受けてない人との事故率の割合の話ですが、私が思うに研修を受けてないからという話もありますが、「寸善尺魔」という言葉があって、隣接地を善意で立会をせずにさっと測量した図面に、一文「これは立

会はしていません」と書いた図面を渡したところ、その一文が消されて出回っていった、という話があります。わずかな善意のつもりが、その人をおとし入れていく事になること。そういった中に潜んでいる魔の怖さを研修会でやっていけば、よりよい研修になるのではないかと。隣接関係をうまく調整している現実をみると私は職人だという風に思っています。

大西：職人というのは次のテーマにもなると思うのですが、いつもよく話す若林さんが全然しゃべらないので意見を聞いてみます。

若林：私自身は会員歴15年なんですけれども、入会当初は金儲けのことだけ考えていたのですが、縁があって総務部に入り綱紀事案を見る機会があり調査士も事故を起こすことがあるんだと認識した。当時は登記さえ通ればよいと思っていたので自分が違法行為をしていたとしても、そういう認識もあまりなかった。今となっては会に関われば関わるほど、開業当初に行なっていたことがいかに恐ろしいことだったんだと思う。逆に今は非常に慎重になって事務員からもその変貌振りに驚かされている。今は恩返しの意味でも会務に携わっているが、新しく入会してきた人たちに何らかの形で会務に携わる機会を与えてあげて欲しい。また研修会については独自に基準を設けて一定のCPDポイントを目標として設定すればいいのではないかと思っている。

藤村：私自身は侍という響きのある調査士に魅力を感じています。若林さんとは元同じ事務所でしたが、お金が大事だと思った若林さんと、お金は後からついてくるものだと思認識した私とは違っていたと思います。この資格を目指した理由は人の為に役に立つ資格ということも一つでした。その資格が強制入会制度をとっているのは一定にレベルを保つ為には必要だし、志が同じである者の団体も必要だと思います。ただ現実には、ご飯も食べないといけないし、子供も育てていかなければならないので武士魂だけでは済まない部分もあるのは事実ですが。研修なんかはやって当然、来

て当然という考え方もありますが、自分が必要な情報は自分で入手することも必要だと思います。入会当初、数人が集まって土地家屋調査士が何をしなければならぬかを話し合っ、勉強会も立ち上げ、今も続いているのですが、土地家屋調査士は国民に対して助け人という存在であると思っているのですが、寺田議員も、助け人という感覚ですよ。どうですか。

大西：市会の現場ではどのように討論し、役所と向き合っているかも含めて教えていただけますか。

寺田議員：市の幹部は年上の方が多のですが、個人としては目上の方には敬意を払っています。ただ、市民の代表としての寺田は市の幹部の人に対しても答弁が甘ければ厳しく対応しています。

強制入会の件ですが国民にとってどうかという事が大事です。国民にとっても役所的にも強制入会制度は有用であると思います。レベルは上げていかなければなりません。

研修についてですが広報の面と個人のスキルの面で捉えられているようなので、それぞれの面を活かして行かなければならないのですが、強制入会ですから、勉強する人はしたらいいと言うのは無理があると思います。

築山：『CPDポイントが何になるんだ』と訊かれるんですが、ただ公開されるだけだと答えている。強制入会も含めて考えると、最低レベルは必要だし、調査士に頼めば一定の成果を見込めるようにしないといけないし、境界に関しては調査士に頼めばいいという世間の認識を持ってもらえるようにしたい。

大西：時間が来ましたので、10分休憩して、時間厳守で次のテーマに入ります。

テーマ3 今後の土地家屋調査士のあり方

大西：試験に受かって、何をプロとして、何を専門として国民の前にだしていくのかということを考えて議論をしていきたいと思っています。また、10年後に僕らはどういう風になっている

のか、どうなるべきなのか、国民にどのように見られているのかを含めて話しを進めたいと思います。

とっかかりとして調査士は必要か？というところから始めたいと思います。

中邨：私はいつも思っていたことなのですが調査士のあり方を考える時、土地家屋調査士を中心に目をおいてしまいます。逆に調査士はどう見られているかということを考えるべきです。まず調査士は一般国民からどのように見られているのかということを考えるべきで、調査士を客観的に考えるべきだと思います。

大西：調査士が国民からどのように見られているかを考える。そうですね。

中邨：プロについて私はミュージシャンをしていたのですがギャランティが2番目ならさがるのか？といったことからプロの話ができます。

大西：プロって何ですか？

中邨：お金をもらうからプロなんではないでしょうか。

大西：そうですね。今の話を聞いてこうだよって言う方があればお願いします。たとえば、調査士がなかったらどうなん？誰に頼むかといったときに、周りに測量士さんがいません、建築士さんがいません、誰もいませんという話をしたいのか、そのへんの話を聞かせて。

中邨：その辺になると調査士を中心においてしまう話になるのですが境界はだれのものでしょうかという話になると思います。

大西：境界、協会？

中邨：土地の境界です。境界は民間が管理するのか、国が管理するのかということなんです。

末永：いまの話を的確に理解できていないのですが、まず調査士の像ありきじゃなくて、これからの世の中に何が求められて、その求められるものに私たちはどのように変化して応えていけるのかという話ではないでしょうか。世の中に何が必要とされてどの部分で関わっていけるかというイメージじゃな

いでしょうか。

大西：建物の登記、これを一級建築士が出来るのは・・・調査士じゃなくてもできるんじゃないでしょうか。もし僕らの資格がなくなったとき登記をするのは誰がすることになるのでしょうか。

中邨：登記は原則本人申請です。極端な話いうと資格業じゃなくなるかもしれません。グーグルマップの三次元図面のように各個人はグーグルに言うかもしれません。

大西：そういうこともあるかもしれませんが、建築士さんがとってかわるんじゃないの？というのはどうですか。

田：職域の話をするるとどんどん違う議論になってしまうので、例えば保存登記は何故調査士でできないのって話になるので職域の問題から離れてみては。ここで話をするのならもっと身近なところから話をすすめてみてはどうか。

大西：まさにそのへんから話をしてみたいのですが、プロってなんなんや？補助者がいっぱいいるところなら調査士がかかわらずとも補助者が仕事をやっている。出来るじゃないの？という話なんです。

田：それは管理しているか、いないかって話もあると思いますが、マンモスな税理士事務所なら補助者だけでできているのはルーチン業務だから。建物だって複雑な建物を登記しようと思うと大変だけれど、ハウスメーカーの分譲建物なら、一日に20件やろうと思えばできるじゃないですか。そこに調査士以外でもできるんじゃないかということじゃなくて我々は国民の権利の明確化に寄与するところがあるので、そこに目をおかないと技術面でいえば息子でもできますよ。建物の図面を描くことはアナログだってできるのでそれができると登記制度の中で国民のために寄与しているかどうかということは別なんで、できる、できないって話はやめましょうよ。出来るに決まっているから。

大西：そうなんですか。

田：基本的には出来るはずですよ。

大西：だったらいらんでしょう

田：いや違うんです。そこに所有権の確認が出来るかです。

大西：それもやっているんじゃないですか。

田：いや、やっていないですよ。

大西：いや、やっているでしょう。

出来るんだったら調査士はいらないのではないかって議論になるのかと思ひまして。

齊藤：正直、技術的に言えば、出来ると思います。国民目線からしたら調査士だろうが誰であろうが銀行からお金を貸してもらえればいいんですよ。国民からしたら調査士がいらないという話になるので、そうじゃないところを探る必要があります。

大西：国民から求められているものって・・・

寺田議員：そもそも調査士ってなんでできたかってところですが、本来、本人申請なんですよ。ところが当時の日本国民は自分でできるレベルになかった。そうしたら専門家をつくらないといけないというところから調査士ができたはずですよ。登記がいろいろ変わってきているので今でも本人申請でいいのかと思ひます。例えば確認申請なんかは建築士しか申請できません。建築能力があっても建築申請はできない。もともと調査士はどうして必要になったかということと今この世の中をとりまく環境がどうなっているのかを考えれば議論になると思います。

大西：進行の仕方が悪いなと思ひながらも、将来、調査士に頼まないと出来ないことってどんなところかという話ができればいいかなと思ひます。

平塚：鑑定委員会の当初、調査士に求められる仕事を考えた時、何が出来るのか。そこで判断業務ができるのは調査士であるという話がありました。これからも調査士の判断業務を他業種と別けることが必要だと思います。また、今後は判断業務のレベルを上げてきちっとした成果を残していくのが今の調査士の課題であると思ひます。

現在地域主権が話題になっているが、法務局もある意味では必死になっている。固定資産

税課の職員が建物を測量して現地を把握できればいいということになってしまえば、法務局の存続にも関わってくる。結果的にはプロとは判断業務の出来ることであると思う。

山田：今の議論は調査士のことを下げすぎというか誰でも出来るとなると変にマイナスのイメージがあるので、どうなんかなーとってしまいます。誰でも出来るという意識は変えた方がいいと思います。

一般の依頼者は一般の業務を肅々と安い費用でやってもらうことを望んでいるのではない。高い費用を出して鑑定や筆界特定業務を望んでいるわけではない。私はプロとは当たり前の業務を何のストレスも与えずに完了させることがプロだと認識している。そういった意味では調査士はメンタルな部分もケアの出来る職業だと思う。

田：誰でも出来るって話なんですけど、図を書くことは出来るという意味であって、法務省が目指している登記制度としての建物図面を作成することは調査士しかできません。

信吉：土地家屋調査士の業務ってというのは、不動産登記法第3条に記載されているものだと認識していたが調査士の施行規則第29条で土地家屋調査士法人の業務内容が決められている。読みますね。一番目、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人、その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務、二番目、土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務、三番目、調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務等、四番目、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条の二第一項に規定する特定業務、五番目、法第三条第一項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務となってるんですが、これは土地家屋調査士に出来ない規定が法人には出来るというおかしい規定になっている。これを3条に入れてもらえればいいのかはな

いか。これらの法律をどう読むのか、どうでしょう。

山田：調査士法人が出来るとことは当然、土地家屋調査士も出来るということである。ただ、法3条に組み入れることは非常に労力がある。実態的にはそれらの業務に類似したことは一般の調査士も現実にはやっているといます。

信吉：ここに書かれている業務というのは登記業務以外のことが大半でルーチン業務ではない。そういったところを今後私たちはしっかりと取り入れていかなければならないと思っています。

谷口治：今の土地家屋調査士法人に記載されているところは独占業務に当たるんでしょうか。また、山田副会長の準用できるって言う解釈は間違いはないのでしょうか。自分たちの勝手な解釈じゃないんですか。

山田：一般的には法律をつくるときには実際に行なわれていることが大半である。調査士法人の規定の中に入れる際に弁護士等からの異論も出てきておらず、ある意味では認められていると考えればいいと思います。ただ、すぐには3条業務に入れられないのでスキルアップを今後していく必要があります。

大西：段々と高尚な話になってきましたが、テーマ3は10年後にどのようになっていくかということが課題でありました。話が突然に変わって恐縮ではありますが、昨年の表紙の使用枚数の合計が出ています。調査士の業務がすべて登記業務とは限りませんが、京都会300名の土地家屋調査士の業務のパイはあるはずなのに実際には厳しい現実がある。これは例えば大勢の補助者を雇って大量に登記をしたり測量業者さんを通じて土地家屋調査士の業務をしている現実があるのではないのでしょうか。その中で業者さんは不動産登記法にのっとりた手続きを行なっていないなかったり、また紛らわしい名称を使っている業者さんに対する苦情があったりしているのも現実である。一人の資格者が管理できる範囲を考えると補助者の員数撤廃を取り消していく活動をする

のも一考ではないか。たとえば司法書士は取引の立会いを資格者でない駄目だというふうにしています。境界の立会については土地家屋調査士がするというふうになれば私たちにもう少し仕事がまわってくるのではないか。それには法人化やグループ化ということも考えていかなければならないが・・・。

田 : NHKのドラマで公認会計士のことが取り上げられていましたが、その中で厳格な監査をすることによって日本の企業の90%が潰れてしまうという設定で、本来の監査ということとのジレンマを描いたドラマでした。例えば「ブロックを積むので境界立会いに来てくれ」と土地家屋調査士が言われた。公図がくの字に曲がっていたが両者の合意があって直線にしたとき、私たちは「分筆をしなければなりません」と言って業務を断るのでしょうか。合意があれば実際にはまっすぐにすると思います。

盛田 : それは駄目です。気持ちはわかるけれども実際に今の登記官は筆界を眺めますので最近では登記を担当している登記官も筆界について非常に厳しく考えている。他に言いたいことがあったんだけど、今思い出せないのだから後から言います。

大西 : 時間が迫ってきましたので、後輩の為に今後の業務のあり方について前向きな話をしていた斉藤さん、少し話をしてくれませんか。

斉藤 : 私は今、月1回費用を払って営業の勉強に行っています。また、月5万円払って経営コンサルタントの勉強もしています。仕事をもらう切り口が昔のままではないか。皆さんは登記業務という観点からしか土地家屋調査士の仕事をみていないのではないのでしょうか。私は登記じゃないところから仕事を引っ張れるのではないかと考えている。不動産コンサルティングの本を読んでいると測量士ではなく土地家屋調査士が提携できる重要な資格者だと書いている。切り口はいろいろあるが最終的には土地家屋調査士の業務であるし、先程あった判断業務という考え方は非常に大切だと思います。そういう意味では

他人との比較をするのではなく、視点を変えればまだまだ仕事はあると思います。私自身としては個人のお宅に営業に行くこともありますし、実際に仕事につながっています。そういう意味では国民の目線に立っていけば仕事はなくなると思います。

進行 : ありがとうございます。盛田さん思い出しましたか？

盛田 : 昨日、新聞に出ていたんですが、弁護士の人数が全国で3万人を超えたそうです。今後、5万人体制になるそうで弁護士といえども食べていけないことになる。そこで、弁護士は税理士や司法書士といった業務にも参入してくる。ただ、土地家屋調査士の仕事は弁護士の業務範囲の中に入っていないのでそういう意味では少し安心できる場所がある。全国で土地の筆界は3億から4億と言われている。それらの筆界を確認するだけでも業務としては多くあるので何も心配する必要はない。これからは土地家屋調査士が国民の窓口になるという発想が必要だと思います。

大西 : 今日一度もしゃべってもらっていない西尾さんから境界鑑定という観点も含めて話をしてもらおうと思います。

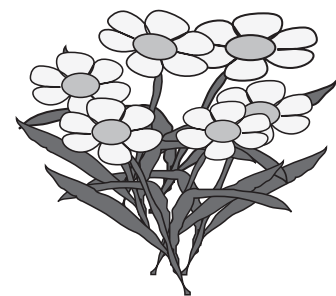
西尾 : ADRの担当をしているのですが若手の弁護士は境界について非常に興味をもっています。弁護士会は調査士と勉強会を開いたり、連携をしたいと思っているようです。境界鑑定については裁判所の土地家屋調査士の認知度も段々高まっています。その要因には大阪高等裁判所の専門員に二人の調査士がなっていることや、ADRセンターの設立等が評価されているのだと思います。今後はこれらのことが徐々に役立ってくると思います。

大西 : もう時間がきてしまいました。まだまだ議論したいところはあります。これから入会される会員さんがより活動しやすいような体系等についても話がしたかったんですが。例えば、新しく入会された人の多くはコンピューターには強いけども実務にはまだ慣れていないところがある。その辺をうまくコラボして

いける方法や法人組織とどのように共存していくのか、今後はグループを組まなければ出来ない仕事が増えてくると考えると、グループの分け方、事務所の形態についても話したかったのですが今後に期待したいと思います。

次に機会があれば研修についてとか、土地家屋調査士会の事業仕分けとか内容を特化して議論を進めていくとより有意義になると感じました。

進行が非常にまずかったです、1回目ということでお許しをいただき、本日の討論会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。



60周年 記念事業

平成23年

新年祝賀会講演会・ 新年祝賀会懇親会

60周年記念事業実行委員 岩鼻良久

平成23年1月21日（金）ホテルオークラにて新年祝賀会講演会・新年祝賀会懇親会が開催されました。

今年の講演会はαステーションのDJ佐藤弘樹様にご出席いただきました。テーマ「プロが教える上手なコミュニケーションの取り方」と題して1時間講演をしてもらいました。

いつも朝のラジオで聞いている声「おはようございます。佐藤弘樹です。」と聞きなれた言葉で講演が始まり一瞬すばらしい声にざわめきが起こりました。

言葉には3つあります。1つ目は「話言葉」2つ目は「書き言葉」3つ目は「身体言葉」です。テレビではこの3つの言葉を持って表現できるのですが



ラジオでは「話言葉」でしか伝えることができません。いかにリスナーに分かりやすく聞いてもらえるかということ、八の字を書くように立体的にしゃべるようにしています。といかにもプロというお話をされました。

印象に残った話としてコンテキスト（文脈）のお話があります。このコンテキストは高い・低いといった言い方をすることでコンテキストが高いとは言わなくても理解できている例えば13：00集合です。といった場合12：55には集合場所に行こうといったような一般社会に精通している国、日本、韓国等のことのように。またコンテキストが低いとはすべてのことを文章化しないとイケないといった国、アメリカ、ドイツ、スカンジナビア等に多いよ



うです。例えばマクドナルドの会社の決まりごと第1条には「スマイル」とあるようです。

また、アメリカの大学入試では試験用紙の注意書きの一行目に「鉛筆を削って落ち着いてお待ちください」といった表現があるようです。これは以前に入試を受けた生徒が鉛筆を削らなかったため落ち着いて試験が受けられなかったとの苦情から文章にしたようです。

またTA（交流分析）では P：部下に対して親的心理 A：大人として C：子供として この3つに人間の心理は分かれていると言ったお話、最後に男性性・女性性のお話があり1時間の講演が終了しました。聞きやすく分かりやすいお話だったので時間が短く感じました。

私は毎日 a モーニング京都を聞いていますので佐藤裕樹様のファンでもあります。初めてお会いできたのでサインをもらいました。自宅に飾ってあります。

引き続き新年祝賀会懇親会は多くの来賓の方々のご臨席を賜り盛大に開催されました。京都産業大学村田教授の乾杯の挨拶に始まり途中、名古屋で活躍中の歌手『内田あや』様のミニライブがありました。

内田あや様は名古屋で活躍されていますが、京都土地家屋調査士会にも関係がある方です。というのも 故 内田賢二先生のお孫さんにあたる方です。

歌に関してはさすがプロ！身近で聞けて大変良かったです。また若手勉強会で活躍中の酒〇くんからのアンコールにも心安く答えてくれました。歌の後は手配りCD販売をされ全部のテーブルを回ることが出来ませんでした。記念写真を撮ったり楽しい時間を過ごすことができました。



インターンシップ 受け入れ後の感想

広報部 山 腰 昇 士

平成22年の夏季休暇中に京都産業大学よりインターンシップ生を受け入れさせて頂きました。寄付講座の講師は、同大学にて4期にわたり担当しておりますが、インターンの受け入れは、初体験でした。

インターンシップ生には、大学生での学業と実際の仕事との違いを理解してもらうことが大切と考え、私なりにスケジュールを構成しました。

学生生活で評価されるには、期末試験等がありますが、実社会では、例えば、土地家屋調査士の場合、毎回の現場が試験のようなものであり、日々、業務を的確、迅速に進める必要があること、また、ミスを防止するためには、事務所内で何重かのチェックシステムを持つことが必要となることを説明しました。インターンシップが終わるころには、「ハウレンソウ（報告、連絡、相談）」をけっこう理解してくれていたと思います。

調査士の仕事は、当然、現場が多いです。ふらふらになるような猛暑の中、現況測量、境界標設置、境界立会には、相応の時間従事してもらいました。その結果として完成する申請書、その重みは、現場を経験した者にしかわからない大切なものであります。インターンシップ生は、身を持って経験してくれたと思います。

インターンシップ生のがんばりは相当なもので、

私を含め、他の補助者一同、とても感銘を受けました。どのような指示をしても、とても反応が敏感であり、「打てば響く」ってこんなことだと、実感しました。

このように、業務を通して、彼と関わることで、彼の熱意を感じ、私だけでなく、事務所所員一同、土地家屋調査士業務に関する熱意を再燃させられました。これからも、インターンシップの機会があれば、どんどん来ていただければと思います。非常に良い経験をさせて頂きまして、ありがとうございました。



第2回市民講座を開催して

広報部 齋藤大輔

平成22年11月11日に調査士会館4階にて第2回市民講座が開かれました。講演者は土地家屋調査士ならおなじみの九州大学大学院法学研究院教授レビン小林久子先生の元で勉強されているゼミ生さんです。今回のテーマは『グループ間における「もめごと」解決のために』です。グループに所属しているとそのグループの仲間同士では当たり前のことが、違うグループでは当たり前のことじゃなくなる。例えば名古屋の方はトンカツに味噌をかけて食べるが、関西の方はソースをかけて食べるといったことです。私は名古屋出身のためトンカツには味噌とと思っていたのだが、関西の友達に「カツの味が消えてあかんやろ！」と言われてトンカツ議論になったことを思い出します。そういったグループによる対立というのはどちらもそのグループの中では正しいため平行線をたどり解決がむずかしくなるのです。レビン先生のゼミ生さんにより大変分かりやすくそのグループ間紛争の発生のメカニズムについて説明していただきました。ゼミ生さんたちはこういう場でのプレゼンテーションに慣れているのか非常にテンポよく、そして時には市民講座参加者たちに話題を振ったりして常に飽きさせないようファシリテーション能力をいかに発揮されておりました。理論的にメカニズムについて理解したあと、ゼミ生さんたちの手作りのDVDを見ることによってより深く理解を深めることができました。そしてグループ間紛争のキーワードは「先入観」ということが理解できました。グループに所属していると当たり前だという先入観をもつことになり、その当たり前のことと違うことは全て排除しようとする、これが紛争の始まりになるとのことでした。そして私たちがいかに先入観を持っているのか把握するため男女のグループに分かれてゲームを行いました。男性のグループでは「女性は〇〇である」というお題で〇〇にあたる部分を考えてもらい、一方女性のグループでは「男性は〇〇である」というお題で〇〇にあたる部分を考えてもらうゲームです。

男性グループでは
女性は
きつい、強い、しおらしい、泣き虫、
演技がうまい など様々な言葉が並び、
一方女性グループでは男性は
汚い、掃除をしない、頼りがいがある、ケチ、
尻に引かれる など様々な言葉が並びました。

そこで男性グループでは女性グループが答えた男性のイメージを否定していき、同様に女性グループも男性グループが答えた女性のイメージを否定していきます。すると残る言葉はかなり少なくなります。この結果からいかに先入観に基づいているかはとさせられました。

紛争が起こらないようにするためには先入観を捨て相手のことを理解しようとするということだということが本当によく理解できたと思います。皆様も一度自分自身を振り返ってみて先入観に基づいて行動していないか確認してみたいかはいかがでしょうか？先入観を取り払うといろんなものが見えてくると思います。そもそも「土地家屋調査士は表示の登記を行う専門職業である」ということ自体がもしかしたら先入観ではないでしょうか？その先入観を取り払えば土地家屋調査士として新たな分野への進出ができるかもしれません。



ポストフィットケース・QRコード

広報部 岩 鼻 良 久

ポストフィットケース

平成22年度広報部の事業としてポストフィットケースを作成しました。

郵便局の窓口で封筒やポスターがあるのはご存知だと思いますが、今年度は少し変わった宣伝を試してみようということで業者様と打ち合わせし平成22年12月に完成。ちょうど年賀状のシーズンに間に合うように納品が出来ました。

ポストフィットケースは通帳のカバーとして使用するものです。一度手にとって見てください。

配布されている郵便局は、京都中央郵便局（本局）、中京局（本局）、御池柳馬場局、三条御幸町局の4ヶ所です。

また、要望・ご意見があれば広報部までお願いします。



QRコード

60周年記念事業として、携帯サイトから調査士を広報する目的でQRコードが完成しました。

当初、委員会の中では誰が見るのか内容はどのようにするのか費用はどれくらいかかるのかといった議論が持ち上がりなかなか前に進まなかった企画ではありました。しかし、業者様に携帯サイトの意味や企業はどのように利用しているのかといった説明会もしてもらい今年度QRコードを作成することができました。

いまや国民の大半は携帯を持っている時代です。手軽に情報を収集することができた、面倒なURLを入力することなくバーコードリーダーでサイトを見ることが出来るQRコードは大変便利な情報ツールだと思います。

個人の名刺にも印刷ができるようなのでご利用されてみてはいかがでしょうか。

まだ見られていない会員の方はこのQRコードを携帯のバーコードリーダーで読み込んでみてください。



支部だより

支部だより

みやこ南支部 支部長

戸田 和章



土地家屋調査士制度制定60周年、おめでとうございます。私が土地家屋調査士を登録した年がちょうど40周年でしたので、すでに21年、3回の節目を越えました。‘最近、若い土地家屋調査士さんが増えたなあ・・・’と思っていたら、なんのことはない。私が年を取ったのです。本当に歳月の流れは早いものです。

昨年はみやこ南支部にとってうれしいことと悲しいことがありました。うれしいことはなんとと言っても菊地圭一郎先生が黄綬褒章を授章されたこと。昨年9月26日、ホテルグランヴィア京都にて盛大に記念祝賀会が行われました。ますますお元気の菊地圭一郎先生、今後も支部活動にご鞭撻よろしくお祈り申し上げます。悲しいこと。それは昨年11月26日、私の同志でもある大濱成生会員がなくなられたこと。私は大浜事務所に昭和51年から13年間お世話になり、大濱成生会員とともに働いておりました。享年55歳。あまりにも突然で早すぎる。ご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、みやこ南支部の活動ですが、支部総会で約束したとおり、2回の研修会を行いました。内容は下記のとおりです。

1. 平成22年8月28日 みやこ南支部会員研修会

①地籍整備事業と土地家屋調査士業務について

- 東京会での取り組み -

東京土地家屋調査士会所属 三嶋元志会員

②法第14条地図作成作業の現状と課題

- 政策的観点から -

滋賀県土地家屋調査士会所属 上田忠勝会員

支部会員17名、本会から10名の出席がありました。

2. 平成23年2月19日 みやこ南・伏見支部合同研修会

①位置参照点事業への取り組みについて

兵庫県土地家屋調査士会所属 藤井十章会員

②四方山話-小さなネットワーク-

伏見支部所属 宮坂雅人会員

みやこ南支部から13名、伏見支部から9名の出席がありました。

講師の皆様、会員の皆様、ありがとうございます。この場をかりて御礼申し上げます。

支部長の任期も残り少なくなってまいりました。これもまた早かったなあ。あつという間の2年間。これからラストスパート。がんばります！

支部だより

みやこ北支部 支部長
浅井 耕一郎



平成22年10月24日（日曜日）に上京区役所が主催する『上京区民ふれあいまつり』に例年通り参加させていただきました。

土地家屋調査士のブースでは、土地家屋調査士広報活動として「無料登記相談」と子供たちを対象とした「距離当てゲーム」を行いました。

ゲームは無料で参加が出来、正解に応じてお菓子の景品が貰えます。子供たちだけでなく、大人たちにも沢山参加していただき、楽しんでいただきました。子供と参加するお母さんたちは、自信满满で予想してくれますが、50センチ以上の差はざらでした。このゲームをする度に、一般の方が思い浮かべる距離っていい加減なものだなあと痛感させられます。

無料登記相談には2名の方が来られました。両名ともたまたま「のぼり」を見ての参加でした。ふらっと来て、相談を思いつくような方って居られるものだなあと広報活動の意義を実感した一日でした。

平成23年の『上京区民ふれあいまつり』への参加も予定していますので、よろしくお願いいたします。

活動報告

- 10月9日 「全国一斉表示登記無料相談会」（みやこ北、みやこ南合同）（調査士会館）
- 10月24日 『上京区民ふれあいまつり』（翔鸞小学校）に参加、登記無料相談・距離当て遊びを行いました。
- 12月7日 支部忘年会（光悦宴会）



中丹支部の天気は分かりにくい

中丹支部 支部長

田 聡



中丹支部の天気はとても分かりにくいです。

テレビでは毎日「明日の京都府北部の天気は「雪」、京都府南部は「晴れ」でしょう。」とか気象予報士の方が教えて下さいます。

しかし、中丹（福知山市、綾部市）支部会員は毎日天気予報を見るたびに悩んでいます。

当らないんです。天気予報が。

実際その日になると北部の天気（雪）だったり、南部の天気（晴れ）だったり、時には両方の天気（雪時々晴れ）なんてこともあるんです。だから困るんです。

私達中丹に住んでいる者は、自分の住んでいる所は京都府「北部」だと思っています。

だから天気予報は京都府北部の天気を見てしまうのです。それは中丹地方は山陰地方なんだと思っているからなんです。

京都府北部→山陰地方→裏日本→冬の天気悪い→陰気。この構図により山陰地方の冬は、雨か雪がずーと降り続けるのが当たり前だと小さいころから思ってきたのです。

数年前、某奉仕団体の招きでオセアニアのある国から16歳の女子留学生在が20日間ほど福知山市に来ていました。来日歓迎会が12月下旬、帰国送別会が1月中旬でした。

送別会の日、彼女がカタコトの日本語でお礼のスピーチしてくれました。

「・・・私は日本に着いてすぐ福知山市に来ましたが、福知山市に着いてから今日まで一度も太陽を見ませんでした。これは生まれて初めての経験でした。本当に有難うございました。」

??「有難うございました。」の意味が分かりませんでした。「初めての経験」のお礼なのか、お世話になったことのお礼なのか、シャイな私は尋ねることが出来ないまま彼女は帰国してしまいました。この年は、中丹の天気はずーと北部型にハマっていて暗く長い冬でした。

しかしその翌年は、全く逆でカラカラの快晴が続く南部型の冬でした。

年によって、また日によって北部型であったり、南部型であったりと、天気に翻弄される中丹支部の土地家屋調査士は本当に苦勞をしています。

雪ともなると土地境界確認や地目の認定も困難になります。そのあたりの苦勞を皆さんに分かって頂きたいとは思いませんが、ふと空を見上げたときに「今日の中丹支部の天気はどうかなあ・・・」と中丹地方の天気に思いをはせて頂き、中丹支部や丹後、舞鶴各支部会員の顔を思い出して頂きたいと中丹支部長としては願うところであります。

中丹支部では、昨年1名の会員が他界しましたが、今年1名が新たに入会の予定であります。若い会員が増えてきたことは喜ばしいことですが、これからの経験豊かな会員の言葉に耳を傾け調査士業務の奥の深さと重要さをお教え頂きながら、国民の利益に繋がるやりがいのある土地家屋調査士業務の技術研鑽と知識向上に精進していただきたいと思います。

諸先輩方が築かれた60年の土地家屋調査士の歩みを振り返りながら、一步一步前に進んでいきたいと願っております。

しかし今一番の中丹支部の願いは、やっぱり春が早く来てほしい・・・

書いている今日は平成23年1月25日ですが、これが読まれるころは、きっとぽかぽかの春になっているんだろうと、小雪降る空を見上げながら何故か頬がゆるんでしまう支部長でした。

支部だより

伏見支部 支部長

前野 春 俊



8月は毎年恒例の支部納涼交流会を開催いたしますが、今回は、20日（金）、京都地方法務局 伏見出張所 1階会議室で伏見法務局から小林所長、谷口登記官、吉岡登記官出席のもと、地図訂正、残地の考え方、調査書、その他日常業務での疑問点を質疑応答式でざっくりばらんな研修会を開催しました、ほかに会員から筆界は承認するが実印が貰えないとか、相談しても登記官により見解の違いがある等、日頃の悩みを質問、登記官からはいろいろな案件があるので悩んだら「登記官へ相談して下さい」との力強い言葉を戴きました、又登記官からも連絡、お願い、たとえばオンライン申請でも税通は紙で提出をお願いしたい等、2時間ではまだまだ足りませんでした、その場で返事できない事は後日返答がありました。非常に有意義であったと思います。

以前は支部でも無料相談会を実施していたようですが、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業で全国一斉開催の10月9日（土）、ジャスコ洛南店で司法書士会洛南支部と合同で実施しました。あいにく当日は雨でしたが相談は調査士関係5件、司法書士関係16件で司法書士関係の相談が多く調査士関係でも、司法書士の関係することがらも含まれており司法書士との合同開催で良かったと思いました。

支部だより

西山支部 支部長

大橋 一 隆



西山支部の支部長をしております大橋一隆です。この度、土地家屋調査士制度制定60周年記念誌の発行にあたり原稿依頼をいただきましたので、また少し紙面をお借り致します。

土地家屋調査士制度が制定されて60年。この間、調査士を取り巻く環境には様々な出来事があり、又、変化してきた事と思います。にもかかわらず、60年の節目を迎える事ができておりますのでは、やはり先輩調査士の先生方のご尽力の賜物ではないかと思えます。昨今の社会は「改革」が叫ばれ、めまぐるしい勢いで変化している業界業種も存在しております。社会の中で活動する調査士もその流れから漏れることは許されず、調査士という組織もさることながら、調査士個人単位でも変わっていかねばならないのかもしれないかもしれません。ただ、これまでの先輩調査士の先生方の積み重ねを大切に、残すべき事は残し、改めるべき事は改めていかねば成らないのかと思えます。言うは易く、行うは大変大変難しいことですが…。

さて、本題は「支部だより」ですので、支部の話に戻ります。

西山支部では、本年度の支部活動に60周年の本会事業への参加協力を盛り込んでおり、昨年行われました全国一斉表示登記無料相談会開催の際、当支部も西山会場として実施しました。

事の始まりは7月の支部長会議にて支部開催のご提案を受け、明言をさけていたところ、理事さんから重ねてのご提案があり、さらに明言を避けて支部役員会にて相談したところ開催する運びとなりました。それから場所探し、支部の先生への案内と相談員のお願ひ、警察署で許可をもらってのJ R長岡京駅前でのビラ配り、相談員を受けていただいた先生方との打ち合わせなど、右往左往しつつも何とかこなし、当日を迎えると当日はひどい雨…。日頃の所業がたたったかと思いつつ「相談者無し」を覚悟しておりましたが、午後から3名の相談者が来られました。数は少ないですが、それぞれご満足いただけようだったので、相談会を実施してよかったのではないかと思います。ご協力いただきました盛田副会長並びに相談員の先生方にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

最後に、私が支部長を務めさせていただくのも残り3ヶ月を残すのみとなりました。制度制定60周年の記念すべき年に支部長を務めさせていただきましたことは本来喜ぶべき事と自分に言い聞かせ、残りの任期を無事終えられるよう念じつつ、支部活動の報告とさせていただきます。

支部だより

園部支部 支部長

片山文昭



園部支部の活動報告と今後の予定を簡単に紹介したいと思います。

7月以降は支部としては特別な活動はなかったのですが、制度60周年記念事業への積極的な参加を行いました。

まず、10月3日、4日は東京での連合会による「地籍シンポジウム」へは多くの支部会員に参加していただきました。親睦旅行も兼ねての参加でしたので他の支部から大勢の参加があり、交流を深める良い機会でもありました。

次に、その週の土曜日の10月9日には「全国一斉無料法律相談会」に園部支部も参加しました。

その前に無料法律相談会の広報活動として9月28日（火）にJR園部駅で「未登記建物解消キャンペーン」のチラシを入れたポケットティッシュと一緒にパンフレットを支部会員の協力を得て配布しました。PM6時～8時ぐらい迄の約2時間でしたが、街頭でのパンフレット配布は始めてのことで思った以上に大変でした。意外と受け取ってくれる人が少なくすぐに終了するかと思いましたが、電車発着時の乗降客だけが相手であることと、その乗降客が意外と少なく感じました。やはりJRが複線化されたとはいえ、亀岡と比べて条件が悪く通勤圏としては発展していかないのでしょうか。

パンフレットとティッシュは相談会の前々日にも会場周辺の商店街に訪問配布しました。また一部の支部会員の先生と園部地元にお住まいの先生にも周辺の配布をお願いしました。

あと、無料法律相談会について南丹市へ後援をお願いしました。パンフレットを置いてもらうのと、お知らせ版による回覧をお願いするつもりでしたが、お知らせ版は申し込みが遅かったため残念なが

ら間にあいませんでした。その代りといえは何ですが「なんたんテレビ」の文字放送にお知らせとして放送してもらえました。

正直あまり期待をしていなかったのですが、地元だけの放送とはいえやはりメディアの力は大きいものです。当日の相談者3名の内1名はその「なんたんテレビ」を見て来られました。

もう一つのイベントとして、福知山で開催された「チャリティボウリング大会」への参加でした。支部会員の多くの先生方また補助者、家族の方参加していただきましてありがとうございました。思えばこのチャリティボウリング大会も現在流行りの「伊達直人」の走りでしたね。

さて今後の予定ですが、2月17日（木）に予定より計画しながら延び延びになっていました法務局登記官との意見交換会を園部支局で予定しております。同じくその週の2月20日（日）には、毎年開催しております司法書士会園部支部と合同での無料法律相談会を亀岡市役所市民ホールで予定しております。

以上が大まかな支部の活動報告でした。

最後に、すでに会員の皆様ご承知のことですが、法務局園部支局が昨年8月30日より新庁舎となりました。かつて支部だよりで紹介しました園部城跡にある南丹市役所の近くよりJR園部駅に近くの園部税務署横に移転しました。

屋根にはソーラーパネルが設置され、エコ庁舎になっています。発電量やエコに関することが解るモニターも設置されて仕事の関係で行かれた時は、そこらあたりも閲覧しておいてください。

心の境界

城南支部 支部長

中 村 良 三



土地家屋調査士の資格制度が制定されて60年が経過し、この資格制度が生まれた同時期の世代がこの業界に多数おられると思うが、右肩上がりの高度成長の恩恵を受けながら、ご多分に漏れず我々の業界も発展してきた。まだまだこの世代は老け込む年ではなく、益々元気に活躍されている諸先輩方が大勢おられるが、一般のサラリーマンなら定年退職し、第2の人生を新しい職場に求めることになる。我々の業界はそもそも定年退職はなく、元気に働ける間は殆どの先生方は仕事をされていると思う。ところが昨今景気が悪く仕事への意欲はあっても、思うようにならないことが多いのではないかと。土地家屋調査士制度の60周年目を機に衰退するのか、あるいは成長していくのか。資格に守られ業務のできる時代はすでに終わっている。そもそも政治や景気のせいにしても、何も変わらないことは皆さんも重々承知していることで、成長していくには、幾つになっても、常に新しいことに挑戦する精神が必要だと思う今日この頃である。この業界に志を抱いて業務に精励する若き調査士の為にも、この世代に一肌脱ぐ覚悟が求められている。

一方、制度60年を振り返れば、平板測量は遠い昔のことになり、パソコンの普及と共に高度化した測量機器や測量技術を駆使して、業務に励む日々である。しかし、いくら測量機器や測量技術が進歩しても、人との関わりなしに成り立たない業務であることは疑いなく、人との接し方、いわゆるソフト面での能力が最近特に問われている。隣接所有者に対

し、不用意に発した言葉は、相手を傷つけ時として怒りを買ひ、トラブルに発展すれば、依頼者との信頼関係を失ひ、ひいては土地家屋調査士全体の信用をも失うことになりかねない。

兎角、言葉はむずかしいもので、あのような言葉は言うべきではなかったと、あとで後悔しても一度発した言葉は取り戻せない。そうならないように、われわれは言葉を発する前に、この言葉を言うべきかどうかをよく考えることが必要である。相手にとって嬉しくない言葉は、たいていの場合、言う必要のない言葉であり、そんな言葉を発するならば、沈黙を守っているほうが余程よい。かといって相手を褒めればいいのかというと、この褒め言葉もむずかしい。

つまり我々は、慎重に言葉を選び、できるだけ笑顔を取り繕ひ、その場を和やかな雰囲気にするのが肝要であり、これもその人が持つ立派な付加価値なのである。特に笑顔は相手の気持ちを和らげると共に、自分自身の気持ちを落ち着かせる効果がある。報酬額で勝負するのではなく、このように数値化できない付加価値を武器に業界の信用を高めていくことも大事であると思う。くれぐれも、我々が関わることによって、平穏な相隣関係にひびが入り、取り返しのつかない「心の境界」を築いてしまわないよう、心したいものである。

支部だより

嵯峨支部 支部長

山内 健治



嵯峨嵐山地域は、京都府下で最も古くに開かれた観光地で、現在は年間900万人の観光客が訪れるそうです。嵐山にある天龍寺は平安時代の初期（13世紀）に創建されましたが、昔は嵐山の辺りから太秦（帷子ノ辻）の辺りまでの地域が天龍寺の領地だったそうです。そう言えば法務局嵯峨出張所の所在地も嵯峨天龍寺車道町ですね。私がいま住んでいる所も、昔は天龍寺の敷地だったようです。先日、京都バスに乗って、清滝に行ってきました。清滝には愛宕山の登山口があります。登山口まえの保津川には「渡猿橋」という象徴的な赤い橋が架かっており、ふと橋の袂から川岸に降りてみますと、全く目立たないところに石碑がありました。それは、「ほととぎす 嵯峨へは一里 京へ三里 水の清瀧 夜の明けやすき」与謝野晶子と彫られた歌碑

でした。清滝から嵯峨へは1里、京へは3里ありますよ、ということは理解できますが、それ以上の意味は良く分かりません。「ほととぎす」は夏の季語らしいので、与謝野晶子が夏の清滝にて詠んだのでしょうか。この碑に書かれた「京」とはどの辺りなのか気になり、地図で清滝から3里の辺りを調べましたら、京都御所を飛び越えて、ちょうど八坂神社から祇園辺りでした。与謝野晶子さんにとって、「京」とは祇園街だったのでしょうか。



土地家屋調査士制度60周年に寄せて（ふだん思うこと）

舞鶴支部 支部長

池田雄治



本会から原稿依頼を受けながら、なかなか筆が起こせず、ご迷惑をおかけしています事をお詫びし、勇気をふりしぼり普段思っているとりとめのない事を書かしていただきました。

今でこそ調査士を目指す高い志として日本の地図作りの一翼を担うぞという方々が多いのではと思うのですが、私の時代は田んぼ一枚、畑一枚、建物一軒という個々でしか考えられない状況でした。まして土地について現地復元性、それ何という感覚でした。税の対象としての物としてしか見てないのです。境界を確認して（それも小さな木杭で）分筆にて終わり。現在のように世界測地系座標による測量、管理それ何という今から思うと業務の組立ての段階から大きく状況が違っていました。

この業務に入られるパターンとして、親の背中を見てという人・建築の方・測量の方・不動産屋さんの方・その他とあると思います。

私はその他ですが、実質は測量からとなります。その時代は平板測量、求積はスケールアップです。昭和50年代後半に入ると測量でも“復元”という事が言われるようになり、座標という考え方が急速に広まりました。土地改良法による圃場整備もスケールアップの三斜から座標三斜へ、そして今や座標オンリーとなりました。その座標にしても任意座標から始まって旧測地系そして今や世界測地系となっています。

一口に復元と言ってもこれが難しい。復元する為にはその基準となる基準点が必要です。しかし、復元

する時には測量時の状況と変わったから復元するという事で、その基準点がなかなか残っていないのです。

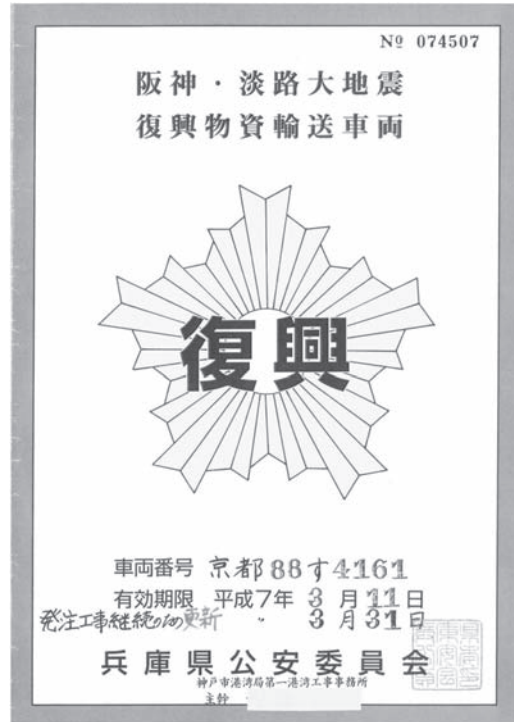
公共測量作業規程のいうように測量区域をカバーする基準点というのが、今でこそ大分改善されましたが、長い間測量出来れば良い。極端に言うと起点・終点の与点を使って単路線で測量するというのがザラでした。当然工事をすると基準点は全滅です。それで復元、どうするのです。これはあくまで測量から入った私の場合だけの話です。

平成に入って公嘱の仕事をしていただく様になってから思うのです。①は環境アセスメントの用地バージョン、国交省の言葉でいう所の用地アセスメント調査の必要性、②は測量者との連携です。今の公嘱の業務内容の原則として調査士は測量士が調査した物を持ち登記するのみです。調査が不十分な時は資料請求し、立会時は意見を言いというだけです。やはり調査は調査士の業務だと思います。登記をする為のシナリオを考える中での出発点ですので、充分すぎる事はないのです。図書館での市史・町史・区史等の関係資料及び地元の調査を含めて調査士の業務と思うのは私だけでしょうか。ただ気をつけなければならないのは“思い込み”です。その最たるものが公図合成図です。あまりにもパズルのようにピタッと整合すると、この隣はこの地番とってしまうのです。ここが落とし穴です。立会にはあくまで一変クリアーして白紙の状態で立会に臨まなければなりません。

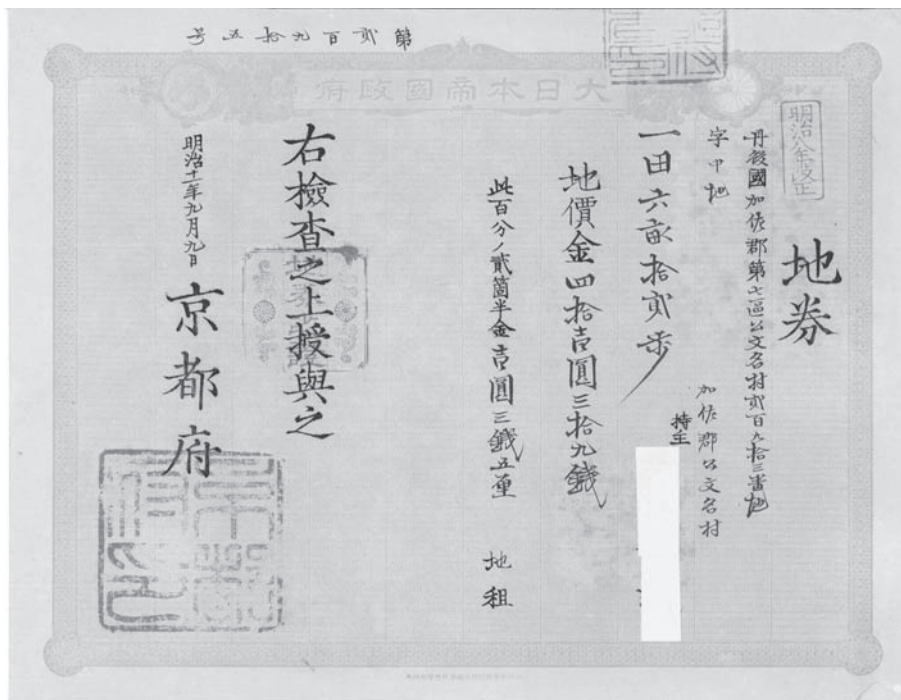
最後に私も調査士制度と同じ60才に今年なります。
 私の先輩諸氏の方々もたくさん現役でおられます。
 私もあと10年は少なくとも皆さんに迷惑をかけなが

ら頑張ります。お許しを願うばかりです。
 “温故知新”これが私の座右の銘です。

私の宝物です



阪神大震災時の通行許可証



先祖の地券

平成22年度 土地家屋調査士試験 合格者のお知らせ

平成22年11月30日 土地家屋調査士試験の合格者が発表され、12月16日京都地方法務局において土地家屋調査士試験合格証書伝達式が行われました。

合格された皆様おめでとうございます。

近畿地区での受験会場は大阪法務局ですが、伝達式は各地方方法務局でも行われ、京都地方法務局の会

場では12名の合格者が出席されました。

土地家屋調査士試験の出願者数は近年減少傾向にあり、本年度の出願者数は、昨年度に比して495名減、増減率で6.8%減の6,739名でした。

(最近の出願者数等)

年度 (平成)	17	18	19	20	21	22
出 願 者 数	8,307	7,932	7,540	7,270	7,234	6,739
対前年度増減数	-	- 375	- 392	- 270	- 36	- 495
対前年度増減率	-	- 4.5%	- 4.9%	- 3.6%	- 0.5%	- 6.8%

出願者数 (A) 6,739名

合格者数 (B) 471名 (男445名 94.5% 女26名 5.5%)

合 格 率 (B/A) 6.9%

平成22年度 土地家屋調査士民間紛争 解決手続代理能力認定申請者名簿

盛 田 尚 樹
中 村 哲 也
橋 爪 三 國

木 村 正 和
前 野 新 治
築 山 正 人

宮 坂 雅 人
佐々木 友 哉
谷 口 治

会 員 異 動

登録番号823

辻 博 文 西山支部
H22.7.1 入会
〒617-0001
向日市物集女町坂本11番地2
安喜荘113
TEL 075-932-0747
FAX 075-932-0747
携帯 090-5251-4074
Eメール mawarimitikusa@ybb.
ne.jp

登録番号238

梅 原 重 信 中丹支部
H22.6.22.死亡
H22.7.8 届出

登録番号824

杉 山 敬 昭 城南支部
H22.8.20入会
〒614-8093
八幡市八幡三本橋44番地1
TEL 075-950-0146
FAX 075-950-0226
携帯 090-6374-7178
Eメール sugiyama@mcg-
diaplan.co.jp

登録番号801

宮 本 幸 二 園部支部
H22.8.31変更届出
Eメール ele0125@yahoo.co.jp

登録番号506

川 北 壽 邦 舞鶴支部
H22.9.30廃業

登録番号415

亀 川 弘 伏見支部
H22.10.12更正届出
京都市南区東九条西札辻町12番地
5

登録番号491

日 高 武 二 園部支部
H22.10.22変更届出
Eメール t.hidaka@ray.ocn.ne.jp

登録番号479

梶 田 憲 義 みやこ北支部
H22.11.3 変更
H22.11.17届出
〒606-0845
京都市左京区下鴨南茶ノ木町26番
地

登録番号748

茨 木 義 久 城南支部
H22.11.19廃業

登録番号544

大 濱 成 生 みやこ南支部
H22.11.26.死亡
H22.12.3 届出

登録番号814

多 田 淳 也 みやこ南支部
H22.12.1 変更
H22.12.15届出
〒607-8222
京都市山科区勧修寺東堂田町48番
地1
TEL 075-644-4783

登録番号650

甲 盛 直 博 舞鶴支部
H23.1.5 再入会
〒624-0841
舞鶴市字引土247番地の1
TEL 0773-75-2305
FAX 0773-76-2914

登録番号398

上 西 成 雄 みやこ南支部
H22.12.20変更届
Eメール uenishi-of@maia.eonet.
ne.jp出

登録番号495

石 浦 紀 嵯峨支部
H23.1.7 変更届出
Eメール iomap@blue.ocn.ne.jp

登録番号825

小 野 雅 志 嵯峨支部
H22.12.10入会
〒616-8343
京都市右京区嵯峨朝日町2番地3
嵐山グランドシティ620
TEL 075-496-9995
FAX 075-496-9980
携帯 090-5095-0631
Eメール ono-landhouse@
m6.gyao.ne.jp

登録番号650

甲 盛 直 博 舞鶴支部
H23.1.11届出
携帯 090-3673-1511
H23.1.12届出
Eメール komori@chic.ocn.ne.jp

登録番号377

秋 保 洸 二 舞鶴支部
H23.1.20廃業

登録番号817

堀 田 聡 みやこ南支部
H22.12.21退会

登録番号805

中 村 哲 也 みやこ南支部
H22.12.21変更
H22.12.28届出
〒607-8429
京都市山科区御陵荒巻町24番地1

新入会員紹介



H22. 7. 1入会
西山支部
辻 博文
登録番号 823号



H22. 8. 20入会
城南支部
杉 山 敬 昭
登録番号 824号



H22. 12. 10入会
嵯峨支部
小 野 雅 志
登録番号 825号

アンケート回答

城南支部 杉 山 敬 昭

1. 土地家屋調査士を志した動機

測量業務で飯を食って、20年になります。
なにも無しでこのまま終わりにたくなかったので、
チャレンジする意味も込めまして、この度開業しま
した。

2. 開業後のエピソード

現在、取引のある司法書士事務所からの依頼が多
いのですが、年末の駆け込みの多さには参りました。

それと、受領書をお願いされるので、未だに紙申
請です。

(オンラインは司法書士さんの方が推奨している
はずですが・・・)

3. 今後の抱負

まだ、地元（八幡市近辺）からの依頼が無いの
で、地域に根付いた事務所経営を行いたいと思いま
す。

嵯峨支部 小野雅志

1. 土地家屋調査士を志した動機

以前の仕事は全くの異業種でしたが、独立開業で
きることに、法律と測量技術の両面を兼ね備えたス
ペシャリストであることに魅力を感じたことが土地
家屋調査士を志した動機です。

2. 開業後のエピソード

開業して間もないため、書かせていただくエピ
ソードはありませんが、業務に必要な機材等の準備
を整えていくうち、土地家屋調査士としての社会的
使命、職責を改めて感じています。

3. 今後の抱負

研修会等にも積極的に参加し、日々勉強を重ね実
務に精通し、公正かつ誠実に業務を行えるようにし
ていきます。

ご 結 婚

おめでとうございます

・みやこ南支部
廣瀬友人会員が平成22年11月6日に結婚
されました。

・嵯峨支部
山崎春樹会員が平成22年12月15日に結婚
されました。

会 議 報 告

支部長会議

日時 平成22年 7月 7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 日調連作成パンフレット2種配布について
 3. 全国一斉表示登記無料相談会の開催について

表紙制度実行委員会

日時 平成22年 7月 7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項

第4回研究部・地域慣習調査委員会

日時 平成22年 7月 7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
地域慣習委員会
研究部
 2. 協議事項
 3. 在宅研究について
 4. 山田副会長からの提案
 5. 信吉会長からの付託案件

第3回財務部会

日時 平成22年 7月 7日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 表紙20枚強制購入の件
 3. ゴルフ同好会の補助について
 4. 東京シンポジウムについて

第2回60周年記念事業PT委員会

日時 平成22年 7月 9日 (金)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 「京都境界フォーラム2010」の反省
 3. 携帯サイトについて
 4. 60周年記念事業の予算について
 5. 10月3日(日)東京でのシンポジウム参加と会員旅行について
 6. 10月9日(土)の全国無料相談について
 7. 60周年記念誌について
 8. 調査士バンドについて
 9. チャリティーボリング大会について
 10. 本音討論会について

第4回常任理事会

日時 平成22年 7月14日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 司法修習生給費制維持活動への協力に関する件
 3. 完全復元伊能図全国巡回フロア展について
 4. 研究部との資料センターの一部改装の費用について
 5. CPDポイント数問い合わせへの回答について
 6. 登記無料相談会実施要領について
 7. 法務局主催「法務局見学会」への協力
 8. 市民講座の実施
 9. 「京都市町名変遷史」購入について
 10. 付託案件「講師派遣の業務提携に関する研究」について
 11. 付託案件「地籍調査積算基準」について
 12. 10月3日の日調連60周年記念シンポについて
 13. 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬

に関する実態調査」の会員への周知について

14. 京都産業大学インターンシップ生受け入れ事務所
15. 60周年記念事業PTからの報告

第3回地図整備作業研究会

日時 平成22年7月15日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 協議事項
 3. その他

第4回表示登記研究会

日時 平成22年7月15日（木）

場所 京都地方法務局

- 議題
1. 報告及び連絡事項
 2. 地積測量図への基準点網図表記について
 3. 分筆申告書の閲覧について
 4. 14条1項地図作成完了後のデータ取得及び既存地積測量図の扱いについて
 5. 郵送による返送書類の扱いについて
 6. 屋根一体型太陽光発電装置の表記について

第4回業務部会

日時 平成22年7月15日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 筆界特定講師養成研修後（参加者平塚、宮坂）及び測量研修（平塚）参加の扱いについて（資料あり）
 3. 次回表示登記無料相談への部員選定について（8/18）
 4. 7月24日業務部研修（報酬について）の当日役割について
 5. 地籍調査と14条地図との融合に関する研究付託担当について
 6. その他

第4回広報部会

日時 平成22年7月21日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 次回登記無料相談会担当確認
 3. 境界フォーラムのアンケート集計
 4. 会報147号について
 5. 60周年記念事業 広報担当事業について
 6. 「市民対象講座」の実施にむけて
 7. 法務局主催「法務局見学会」への協力
 8. 地下鉄丸太町駅電照看板掲載継続の件

第4回研修部会

日時 平成22年7月28日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 京都境界フォーラム2010
 3. 業務研修会（報酬について）
 4. グループ研修
 5. 法学研修
 6. GIS研修
 7. 内部講師養成講座
 8. 講師報酬について（会員講師）
 9. 研修会不参加会員への対応について
 10. 今後の研修計画について

第4回総務部会

日時 平成22年7月28日（水）

場所 調査士会館

第4回ADR運営委員会

日時 平成22年7月30日（金）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 滋賀・兵庫センターの意見交換会について
 3. 今年度の研修計画について
 4. 日調連会報「土地家屋調査士」への寄稿について
 5. その他

ホームページ運営委員会

日時 平成22年 8月 3日 (火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 60周年記念事業準備委員会よりのQRコードについて
 2. 60周年記念ロゴ掲載について
 3. CPDポイントHP公開について
 4. 本会メールサーバーへの迷惑メールについて
 5. 補助者募集広告掲載の募集内容について

第3回60周年記念事業PT委員会

日時 平成22年 8月 3日 (火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 携帯サイト (QRコード) について
 2. 10月9日 (土) 全国一斉表示登記無料相談会について
 3. 10月3日 (日) 東京でのシンポジウムについて
 4. チャリティーボーリング大会について
 5. 調査士バンドについて
 6. 本音討論会について
 7. 新年祝賀会について

第2回資料センターPT委員会

日時 平成22年 8月 4日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 現在資料室にある資料について
 2. 京都会事務局にある蔵書について
 3. 街区基準点は今以上に入力するのは無理で、また地域差もあり、利用価値に問題がある。
 4. 資料室利用方法について
 5. 地域慣習委員会で収集した資料について

第5回研究部・地域慣習調査委員会

日時 平成22年 8月 4日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
地域慣習調査委員会

2. 資料取り纏めについて

3. 「京都市町名変遷史」購入について

4. 次回調査地域

研究部

5. 付託案件「地域調査積算基準」について

6. 付託案件「講師派遣の業務提携に関する研究」について

第4回財務部会

日時 平成22年 8月 4日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 親睦旅行の件について
 2. 特別会計について
 3. 管理月報の確認
 4. その他

第5回常任理事会

日時 平成22年 8月12日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 第1号議案 表紙制度実行委員会施行細則変更案について
 2. 日本ADR協会入会願いについて
 3. 自由民主党との勉強会 (8/20) 参加者について
 4. 日調連「60周年記念切手」購入について
 5. シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo について
 6. 研究部との資料センターの一部改装費用について
 7. 研修会不参加会員への文書送付について
 8. 内部講師報酬について
 9. 付託案件「地籍調査積算基準」について
 10. 確認事項
 11. その他

第5回広報部会

日時 平成22年 8月18日 (水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 次回登記相談会担当確認
 3. 会報147号について
 4. 60周年記念事業 広報担当事業について
 5. 「市民対象講座」の実施にむけて
 6. 京都産業大学 神山祭パンフレットへの広告掲載

第5回業務部会

- 日時 平成22年8月19日（木）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 常任理事会報告の件
 3. 筆界特定指導者研修受講の報告者及び京都会での研修について
 4. 測量協会の写真判読の研修受講報告及び京都会での研修について
 5. 報酬額研修後の反省の件及び過去の報酬研究依頼（研究部・研修部との共同依頼）
 6. 調査士活用パンフレットの配布状況報告及び各支部からの対応についての要望の件
 7. 土地家屋調査士全国大会in Tokyo参加要請の件
 8. 連合会オンラインアンケートの回答事後報告
 9. その他

第5回総務部会

- 日時 平成22年8月25日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 確認事項
 3. 表紙制度実行委員会規則施行細則変更について
 4. OB会員の対応について
 5. 非調査士・非違事案について
 6. その他

第5回研修部会

- 日時 平成22年8月25日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. グループ研修（8/7）開催 感想と今後の課題
 3. 法学研修（8/21）開催「民法の基礎・債権各論・契約」宮本先生 感想と今後の課題
 4. G I S研修（9/11）碓井教授
 5. 法学研修（10/23）予定「民法の基礎・債権各論・不法行為等」宮本先生
 6. 内部講師の養成について
 7. 今後の研修計画
 8. 講師の報酬について
 9. 業務報酬について

第5回ADR運営委員会

- 日時 平成22年8月26日（木）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 滋賀・兵庫センターの意見交換会について
 3. 今年度の研修計画について
 4. 筆界特定室との連携について
 5. 弁護士会シンポジウム出席者について
 6. ADR法学会退会協会入会の是非について
 7. センターパンフレット配布について

第6回研究部・地域慣習調査委員会

- 日時 平成22年9月1日（水）
場所 調査士会館
- 議題
- 地域慣習調査委員会
1. 報告事項
 2. 「京都市町名変遷史」購入について
 3. 資料室と事務局書庫の間仕切りについて
 4. 福知山市観音寺の調査について
 5. 綾部市里町の調査について
 6. DVD地域慣習の取りまとめについて
 7. その他

研究部

8. 付託案件「地籍調査積算基準」について
9. 過去の在宅研究検証について
10. その他

第5回財務部会

日時 平成22年9月1日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 予算管理月報
 2. 会館建設負担金について
 3. 東京シンポジウムについて

第6回常任理事会

日時 平成22年9月8日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 第1号議案 平成22年度上半期事業報告の件
 3. 第2号議案 平成22年度下半期事業執行の件
 4. 第3号議案 表紙制度実行委員会規則細則変更案について
 5. 第4号議案 京都土地家屋調査士会情報公開に関する規則変更案について
 6. 社会保険労務士顧問契約について
 7. 非調査士・非違事案についての情報提供依頼文
 8. 研究部との資料センターの一部改装費用について
 9. 研究部購入予定の資料負担について(一括購入の場合)
 10. 内部講師報酬について
 11. 街区基準点の閲覧
 12. 「全国一斉表示登記無料相談会」の実施要領
 13. 付託案件「地籍調査精算基準」について
 14. 確認事項
 15. その他

第4回60周年記念事業PT委員会

日時 平成22年9月10日(金)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 携帯サイト(QRコード)について
 3. 10月9日(土)全国一斉表示登記無料相談会について
 4. チャリティーボーリング大会について
 5. 仮称 討論会について

第6回広報部会

日時 平成22年9月15日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 会報147号について
 3. 不動産仲介業者実施研修会への講師派遣について
 4. 京都市広報誌への広告掲載について
 5. 60周年記念誌
 6. 丹後支部の無料相談会補助金交付について
 7. 無料相談プレスリリース
 8. レビン先生の授業
 9. 60周年記念事業全国無料登記相談会場風景撮影

第5回表示登記研究会

日時 平成22年9月16日(木)

場所 京都地方法務局

- 議題
1. 報告及び連絡事項
法務局側
 2. 93条不動産調査報告書土地編16章の立会の態様欄中、確認の日時の考え方について(当日協議案件)
調査士会側
 3. 地積測量図の基準点網図のデータ確認範囲について
 4. 既存地籍測量図及び筆界確認書のある土地の再分筆登記案件の現地確認業務範囲について(受託調査士が現地確認できる案件について)
 5. 現地復元可能な14条1項地図備え付け

地区や最近の区画整理完了地区での法務局側のデータの取扱いについて（14条作業完了した宇治木幡地区を例に）

第6回業務部会

- 日時 平成22年9月16日（木）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 理事会での上半期の報告事項、下半期の計画案の内容について
 3. オンラインのシステム移行に際しての研修案について
 4. 12月4日の新人研修会の業務部担当者について
 5. 過去の報酬研究依頼（研究部、研修部との共同依頼）
 6. 調査士活用パンフの再配布支部の件
 7. 書籍「地籍調査必携」を3冊購入予定
 8. 確認事項
 9. その他

正副会長会議

- 日時 平成22年9月22日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 事務局運営について

第6回研修部会

- 日時 平成22年9月22日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 9月11日（土）GIS研修について
 3. 10月7日（木）話し方講座について
 4. 10月23日（土）法学研修について
 5. 12月14日（火）京都会・滋賀会合同研修会について
 6. 11月20日（土）21日（日）ADR研修について
 7. 土地家屋調査士特別研修について
 8. 日調連からのCPD関連文書の件
 9. 研修部で撮影している研修映像の公開について
 10. その他

第6回総務部会について

- 日時 平成22年9月22日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 登記無料相談実施要領及び土地家屋調査士紹介制度について
 3. OB会員制度について
 4. 倫理研修会について
 5. 非調査士・非違事案について
 6. 事務局運営について

第3回理事会

- 日時 平成22年9月29日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 第1号議案 平成22年度上半期事業報告の件
 3. 第2号議案 平成22年度下半期事業執行の件
 4. 第3号議案 情報公開に関する規則変更案について
 5. 表紙制度実行委員会規則施行細則変更案について

第6回ADR運営委員会

- 日時 平成22年9月30日（木）
場所 調査士会館
- 議題
1. 報告事項
 2. 研修会の内容について
 3. 弁護士会シンポジウム出席者について
 4. 手続実施者の能力担保について
 5. 筆界特定室との連携について
 6. センターパンフレット配布について

第3回資料センターPT委員会

- 日時 平成22年10月6日（水）
場所 調査士会館
- 議題
1. 現在資料室にある資料
 2. 事務局保管の蔵書について
 3. 地域慣習調査の写真について

第7回研究部・地域慣習調査委員会

- 日時 平成22年10月6日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
地域慣習調査委員会
2. 「京都市町名変遷史」について
3. DVD地域慣習について
4. 地域慣習調査候補地について
研究部
5. 付託案件「地籍調査積算基準」について
6. 過去7年の在宅研究集の検証について

財務部会

- 日時 平成22年10月6日(水)
場所 調査士会館

正副会長会議

- 日時 平成22年10月6日(水)
場所 調査士会館

第7回常任理事会

- 日時 平成22年10月13日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 全国一斉表示登記無料相談会について
3. 表紙制度実行委員会規則施行細則の理事会への再上程について
4. 近プロオンライン登記促進組織会議後の研修の日程について
5. ADRと筆界特定制度との連携のこれからの進め方について
6. 滋賀会との12月14日の合同業務研修会について
7. 近畿ブロックADR研修会への出席について
8. 土地家屋調査士特別研修への参加について
9. 付託案件「地籍調査積算基準及び土地家屋調査士と報酬との関係」最終答申
10. 確認事項
11. その他

第7回業務部会

- 日時 平成22年10月14日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 常任理事会の報告の件
3. 連合会事務所形態及び報酬アンケートの9月メ回答報告
4. 会長付託案件の地籍調査、14条地区関係の具体的な取り組みについて
5. 11月2日の表示登記無料相談担当者について
6. 過去の報酬研究依頼(研究部・研修部との共同依頼)
7. 調査士活用パンフの再配布支部の件
8. 近プロオンライン登記促進組織会議後の研修の日程について
9. 滋賀会との業務研修会について(京都会としての会員研修の進め方)
10. 12月4日の新人研修の業務部担当部分詳細について

支部長会議

- 日時 平成22年10月15日(金)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項

表紙制度実行委員会

- 日時 平成22年10月15日(金)
場所 調査士会館

第7回広報部会

- 日時 平成22年10月20日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 次回登記無料相談担当確認
3. 上京支部、城南支部、広報活動費の補助依頼について
4. 郵宣企画より現金封筒の企画について
5. 不動産仲介業者実施研修会への講師派遣について
6. 11月11日開催市民講座実施

第5回60周年記念事業PT委員会

日時 平成22年10月22日（金）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. チャリティーボーリング大会について
 3. 新年祝賀会について
 4. 仮称討論会について

第7回研修部会

日時 平成22年10月27日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 滋賀会業務部との打ち合わせ
 2. 報告事項
 3. 協議事項
 4. その他

総務部会

日時 平成22年10月27日（水）

場所 調査士会館

第7回ADR運営委員会

日時 平成22年10月28日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 研修会の内容について
 3. 弁護士会シンポジウム（10/29）説明内容について
 4. 手続実施者の能力担保について
 5. 筆界特定室との連携について
 6. 運営委員会議事録公開方法について
 7. パンフレット配布について
 8. メーリングリスト追加について
 9. 認定調査士が代理人の場合の事前説明について
 10. 解決手続き実施案件に関する協議事項等について

第4回資料センターPT委員会

日時 平成22年11月4日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 事務局保管蔵書の整理作業

2. 「京都市町名変遷史」について

3. 資料センター管理規程（案）について

第8回研究部・地域慣習調査委員会

日時 平成22年11月4日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
地域慣習調査委員会
 2. DVDの取りまとめについて
 3. 次回調査について
研究部
 4. 表紙制度実行委員会施行細則について
 5. 在宅研究について

第8回常任理事会

日時 平成22年11月10日（木）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 第1号議案 表紙制度実行委員会規則施行細則変更案について
 3. 新年祝賀会について
 4. ADRと筆界特定制度との連携のこれからの進め方について
 5. 研修会出席と倫理の関係について
 6. 国土交通省近畿地方整備局宛要望書（案）について
 7. 確認事項
 8. その他

第6回60周年記念事業PT委員会

日時 平成22年11月12日（金）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. チャリティーボーリング大会について
 3. 仮称討論会（12月17日（金）実施）について

第8回広報部会

日時 平成22年11月17日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 上京支部、城南支部 広報活動費の補

- 助依頼について
3. 60周年記念事業
 4. 園部支部ネームプレート改修
 5. 次年度広報活動について
 6. 郵便局備え付け「ポストフィットケース」の配布先に関して

5. 平成23年 1月21日 (木) 新年協議会・オンライン申請研修会
6. 次回法学研修 (民法基礎・親族・相続) について
7. 土地境界鑑定講座について
8. 土地家屋調査士特別研修について
9. 研修ビデオテープのDVD化について
10. その他

第6回表示登記研究会

日時 平成22年11月18日 (木)

場所 京都地方務局

- 議題
1. 各報告事項及び事務連絡他
 2. 表示登記研究会

総務部会

日時 平成22年11月25日 (水)

場所 調査士会館

第8回業務部会

日時 平成22年11月18日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 新人研修会の担当者の当日講師内容発表
 3. 滋賀会との合同業務研修会 (12月14日) について (1部も京都会会員参加可能)
 4. 連合会事務所形態及び報酬アンケートの10月メ回答報告 (再々回答依頼文書送付済)
 5. 常任理事会の報告の件
 6. 11月2日の表示登記無料相談担当者からの報告
 7. 近プロオンライン登記促進組織会議 (12月6日) 後の研修の日程について
 8. 連合会からの土地家屋調査士法改正に関する意見募集について
 9. 筆界調査委員の追加募集について

第8回ADR運営委員会

日時 平成22年11月25日 (木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 筆界特定との連携について
 3. 本会理事 提案によるADR認証1周年のシンポジウム実施について
 4. 日本ADR協会によるアンケートの回答について
 5. 日調連ポスター (①境界標を守ろう! ②ADRセンターの紹介) について
 6. 本会理事 提案による和田直人氏研修会の実施について
 7. 解決手続き実施案件に関する協議事項等について

選挙管理委員会

日時 平成22年11月26日 (金)

場所 調査士会館

- 議題
1. 互選による委員長、副委員長の選任
 2. 平成23年の会長選任 (選挙) 事務日程の作成

第8回研修部会

日時 平成22年11月25日 (木)

場所 (南部) 調査士会館 (北部) 中丹勤労者福祉会館

- 議題
1. 報告事項
 2. ADR研修会について
 3. 近畿ブロックADR研修会について
 4. 京都・滋賀会合同研修会について

ホームページ運営委員会

日時 平成22年11月29日 (月)

場所 調査士会館

- 議題
1. 会員名簿「登録年月日」の掲載について
 2. CPDポイント掲載について

3. 補助者募集の掲載について
4. モバイルサイトについて

第7回60周年PT委員会

日時 平成22年11月30日（火）
場所 調査士会館

第5回資料センターPT委員会

日時 平成22年12月1日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 事務局保管蔵書の整理作業

第9回研究部・地域慣習調査委員会

日時 平成22年12月1日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
地域慣習調査委員会
研究部
2. 協議事項

財務部会

日時 平成22年12月1日（水）
場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成22年12月9日（水）
場所 調査士会館

第9回研修部会

日時 平成22年12月10日（金）
場所 宮津市中央公民館
議題 1. 報告事項
2. WEB会議システム北部会場の音声問題の対応策について
3. 新人会員研修会について
4. 平成22年12月14日 京都・滋賀会合同研修会について
5. 平成23年1月21日 オンライン申請研修会
6. 平成23年1月29日 法学研修会（民法基礎・親族・相続）について
7. 平成23年2月26日 倫理研修会

8. 平成23年3月2日 土地境界鑑定講座について
9. 土地家屋調査士特別研修について
10. 研修ビデオテープのDVD化について
11. その他

第9回広報部会

日時 平成22年12月15日（水）
場所 調査士会館
議題 1. 報告
2. 次回登記相談会担当確認
3. 60周年記念事業
4. 次年度広報活動について
5. 不動産仲介業者実施研修会への講師派遣について
6. 京都府入札案内への広告
7. ポスフィットケース

第8回60周年PT委員会

日時 平成22年12月15日（水）
場所 調査士会館

第9回業務部会

日時 平成22年12月16日（木）
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 新人研修会のアンケート結果を踏まえた反省会
3. 新オンライン申請への対応冊子の購入及び促進係の対応について
4. 23年1月21日のオンライン申請研修会の内容、役割、担当について
5. 23年1月20日の表研議題及び内容協議
6. 表示登記無料相談会担当者の件

第4回理事会

日時 平成22年12月17日（金）
場所 調査士会館

総務部会

日時 平成22年12月21日（火）
場所 調査士会館

第10回研究部・地域慣習調査委員会

日時 平成23年 1月 7日 (金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

地域慣習委員会

2. 調査士会所有蔵書について

3. 次年度事業計画

研究部

4. 在宅研究について

5. 次年度事業計画

6. 理事会と常任理事会のあり方

常任理事会

日時 平成23年 1月12日 (水)

場所 調査士会館

財務部会

日時 平成23年 1月12日 (水)

場所 調査士会館

広報部会

日時 平成23年 1月19日 (水)

場所 調査士会館

表示登記研究会

日時 平成23年 1月20日 (木)

場所 京都地方法務局

業務部会

日時 平成23年 1月20日 (木)

場所 調査士会館

土地境界鑑定委員会

日時 平成23年 1月20日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 京都地裁舞鶴支部見学会 (仮称) について

3. 京都地裁判事講演会について

研修部会

日時 平成23年 1月26日 (水)

場所 調査士会館

総務部会

日時 平成23年 1月26日 (水)

場所 調査士会館

ADR運営委員会

日時 平成23年 1月27日 (木)

場所 調査士会館

第9回60周年PT委員会

日時 平成23年 1月28日 (金)

場所 調査士会館

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

訃 報

- ・中丹支部 立川 知会員のご尊父様が8月14日逝去されました。
- ・中丹支部 上総 努会員のご母堂様が8月16日逝去されました。
- ・みやこ南支部 大濱成生会員が11月26日逝去されました。
- ・中丹支部 藤田浩明会員のご母堂様が1月3日逝去されました。
- ・城南支部 木下民男会員が1月29日逝去されました。

編集後記

昨年夏は猛暑、酷暑。現場作業も大変でした。そして今冬は雪害。京都市内は大きな被害が無かったように思いますが、他府県では災害や農作物等にも影響が出ているようです。



私事ですが年末年始を鳥取県で過ごしていたため大変な大雪に遭遇することになりました。

元旦早々より車に積もった雪を降ろそうとガレージに向かいましたが、車にたどり着く以前に長靴の丈が足りないことに気づき断念。2日車道から車が出る事が出来る分だけガレージの雪をかき、ようやくの思いで車の雪を降ろしてみると・・・ワイパーを立てていたにもかかわらずグニャッと曲がっておりました。

メディアでは異常気象だとか温暖化だとか伝えられておりますが、そもそも毎年毎年同じ気候で毎年季節ごとに同じ物を食し、同じ生活が出来ていることが私は奇跡的に有り難いことなのだと思います。今年は寒ブリがよくとれてサンマが捕れない。そんな年があっても良いのではないのでしょうか。天候不順の解決方法は無いと思うのです。なぜなら「天」の「気持ち」だから。にも関わらず異常気象だと騒ぎ立てても何の解決にもなりません。如何にその変化した状況に順応し楽しむことが出来るか（一流プレイヤーみたいなこと言うてますが・・・）が大切なのではないのでしょうか。業務においても職種上変なプレッシャーがかかったり、言いがかりをつけられたり、イチャモンほられたり・・・。う～ん、私はまだまだ未熟故楽しめない。いやいや、前向きに。前向きに！ぼじていぶに～！！

広報部 粟井紀光

京都土地家屋調査士 第148号

発行所 京都土地家屋調査士会©

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

T E L (075) 221-5520

F A X (075) 251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

地籍調査作業規程準則及び同運用基準の改正に対応！

平成22年改正 地籍測量 「準則」準拠

國見 利夫 著 A5判 定価2,940円(税込) 平成23年1月刊

前版から好評の
わかりやすさ！

- 地籍測量の基礎からその成果の管理に至るまで、初任者にもわかりやすいよう解説。
- 図表、地図、写真、イラストを豊富に使用。
- 地籍測量・調査のエキスパートが執筆！

はしがき

地籍測量は、昭和26年に制定された国土調査法に基づき実施されていますが、その進捗率は、平成21年度末で全国49%にとどまり、特に筆が細分化され、土地の権利関係が複雑で調査に長い期間を要する都市部や、土地所有者の高齢化や村離れ、また地形が急峻なため立会の実施が困難な山村部における遅れが顕著となっています。

このため、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)においては、調査の実施が難しい都市部や山村部の進捗を一層促進するとされています。

このような観点から、国土交通省は平成22年10月12日に地籍調査作業規程準則、11月29日に運用基準の一部を改正しました。地籍測量に関する主な改正点としては、ネットワーク型RTK-GPS法による多角測量法・放射法・単点観測法の導入、電子基準点のみを与点とするGPS法、デジタル方位距離計法、DGPS法による単点観測法など新たな測量手法・測量機器についても測量工程・精度区分に応じて採用を可能としたことです。これにより都市部及び山村部における地籍測量の効率化が図られ、調査の推進に大きく寄与できるものと期待されます。著者等は、これまで地籍測量の実務の参考図書として「教程地籍測量」(発行所：(株)日本加除出版)を出版してきましたが、今回の地籍調査作業規程準則の改正を受けて内容を見直し、新たな実務書として本書を刊行することとしました。

本書が地籍測量を初めて担当する測量技術者、都道府県や市町村の地籍調査担当者、さらには土地家屋調査士、区画整理事業や土地改良事業に携わっておられる方々の学習や業務に役立つことを期待します。

平成22年12月 著者

好評書籍のご案内

Q&A形式で実務を網羅。登記実務のエキスパートが解説。

新版 Q&A 表示に関する登記の実務 全5巻+特別編

中村 隆・中込 敏久 監修 荒堀 稔穂 編集代表

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

A5判 定価4,935円(税込) 平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

A5判 定価5,040円(税込) 平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

A5判 定価4,725円(税込) 平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

A5判 定価4,725円(税込) 平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係

A5判 定価5,775円(税込) 平成20年12月刊

**Q&A 表示に関する登記の実務 特別編
筆界特定制度 一問一答と事例解説**

筆界特定実務研究会 編著 A5判 定価5,880円(税込) 平成20年1月刊

類似の事案を考察するための基本解説書。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著
B5判 定価2,940円(税込) 平成22年11月刊

- 土地台帳、登記簿、地図、地積測量図等の資料を的確に読み解き、整理。
- 歴史ある登記制度の運用により蓄積された知見を駆使し、筆界を特定。
- 図面が見やすいB5判。

境界の法律問題を深く掘り下げた、貴重な実務解説書。

境界の理論と実務

寶金 敏明 著 A5判 定価5,985円(税込) 平成21年4月刊

- 境界実務・裁判実務に長年携わってきた境界の第一人者による、明晰・詳細な実務解説書。
- 境界概念の種類とそれぞれの実務のもたらす法律効果について、網羅的かつ緻密に整理・検討。



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

「高性能」と「使いやすさ」の融合。
トータルステーション
TPS1200Lite ベーシックシリーズ

富士測器株式会社 アプリケーション

土木アプリケーション

建築アプリケーション



**自動視準 プラス ノンプリズム測距など
次元を変えた6つの「超技」で、さらなる成果と効率を**

測定精度と作業効率の向上に大きく貢献してきたライカが誇る「自動視準機能」。
向きたい方向に望遠鏡が自動旋回する「モーター駆動」で作業効率は大幅にアップ。
さらに可視光レーザーによる「ノンプリズム測距」レンジを1000mにまで延ばしました。
次世代機能を標準装備し、その上を基に超えた進化形＝TPS1200Liteの新ラインナップ。
測量シーンの高踏を軽々と打ち破ります。

- 超技1 自動視準** ライカの歴史が証明する至高の機能
- 超技2 ノンプリズム測距1000m** 作業時間の短縮とミス的大幅低減
- 超技3 モーター駆動で自動旋回** 作業効率の大幅アップに貢献
- 超技4 拡張性** 用途に応じた応用測量プログラム
- 超技5 コストパフォーマンス** 最高の機能に中級の価格
- 超技6 オールインワン** データコレクタ機能とアプリケーションプログラム

ライカジオシステムズ株式会社

〒532-0004大阪府淀川区西宮原1-5-28 新大阪テラサキ第3ビル

TEL : 06-4807-7571 FAX : 06-4807-7572

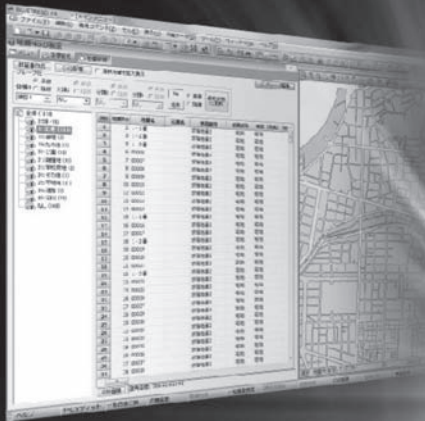
富田測量器 株式会社

〒606-8351京都市左京区二条通東山西入る北側

TEL : 075-761-4105 FAX : 075-761-1681

FUKUI COMPUTER

www.fukuicompu.co.jp



BLUETREND X4
新測量計算CADシステム [BLUETREND X4]

まもなく、すべてが新次元。



TREND REGIC
土地家屋調査士事務支援システム [TREND REGIC]

2010.7 NEW RELEASE

福井コンピュータ株式会社

京都営業所 京都市下京区烏丸通り五条下ル大坂町396第3キョウトビル2F Tel.075-351-8320・Fax.075-351-8120

土地家屋調査士事務所専用支援ソフト

新機能、続々！
BBC は進化を続けます

Windows 7
64/32bit
対応

表示登記申請システム

登録簿情報自動取込み
市区町村提出書類
調査報告書画像データ管理
受託事件管理
所得の内訳書年計報告書
マンションシステム

ボタン一つで連動

乙号 特例 令13条完全オンライン
オンライン申請環境構築
Acrobat PDF 署名 法人対応
XML 署名 32bit / 64bit 対応
2in1 本人確認システム連動

Windows 7 32bit / 64bit
Windows Server 2008 R2
Office 2010 対応

請求入金から会計処理までをトータルにサポートするシステムへ

請求入金システム

振り金処理
分割入金
集計～統計
報酬統計算書
所得の内訳書年計報告書

2in1 表示登記連動
弥生会計連動

最新の情報はこちらへ
ビービーシー 検索

株式会社ビービーシー
http://www.bbcinc.co.jp

お問い合わせ
資料請求先

TEL. 03-5909-5772 FAX. 03-5909-5774
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

新しいこと 進んで やる

Shin-Shin-DO

100部くらいなら

オンデマンドが

いいかも...

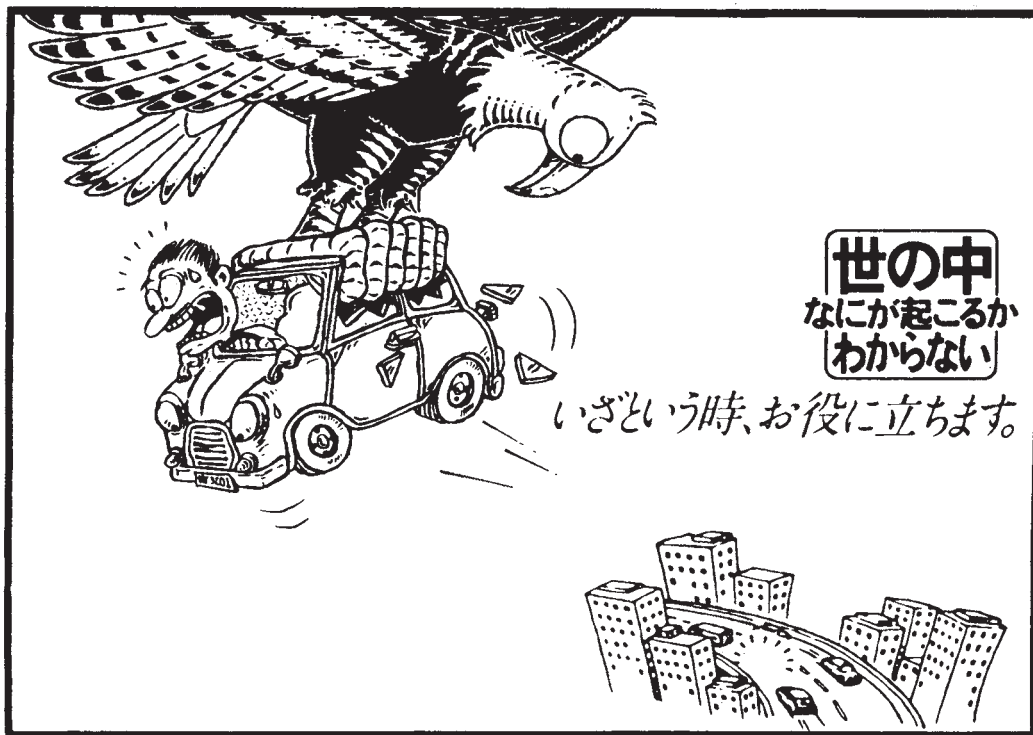
— 少数の印刷がよりお手頃なお値段で —

心に響く高品質

有限会社 新進堂印刷所

〒611-0021 宇治市宇治妙楽9(あがた通り)
TEL.(0774)22-3024 FAX.(0774)23-0649





あなたはもうご加入されましたか？
日本土地家屋調査士会連合会共済会
土地家屋調査士賠償責任保険

この保険は、会員の皆様方が、安心して
 業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
 として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
 及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
 その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉 **株式会社 サンビンス**

〒605-0995
 京都市東山区一橋野本町11番地1
 TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
 京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
 三井住友海上京都ビル3F
 京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142



コンパクトなボディに
機能を集約！

2周波GNSS受信機

HiPer II

- ・ GNSS(GPS+GLONASS)衛星受信可能
- ・ 軽量で頑丈なマグネシウム筐体
- ・ Bluetooth®&小エリア無線内蔵(Mタイプ)
- ・ ボイスメッセージ機能搭載

スタティック・RTK・DGPSまで
全ての観測フィールドに対応！！

ハンドヘルドGNSS受信機

GRS-1

- ・ GNSS(GPS+GLONASS)衛星受信可能
- ・ コントローラー 一体型
- ・ Windows Mobile 6.1搭載
- ・ ネットワーク型RTK対応(Nタイプ)



画像で振向き！画像で測設！
直感的な操作性のイメージワンマン観測

IS IMAGING STATION  **CAPTURE REALITY**

- ・ デジタルカメラ内蔵
- ・ イメージワンマン観測
- ・ タッチドライブによるイメージ観測
- ・ スキャニング機能搭載



株式会社 **トプコン販売**

本社 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75-1
TEL(03)5994-0671 FAX(03)5994-0672
大阪営業所 〒532-0023 大阪市淀川区十三東5-2-19
TEL(06)6390-0890 FAX(06)6390-0891



コンピュータ・システム株式会社

〒602-8453 京都市上京区千本通今出川下ル西入ル
TEL(075)462-5411 FAX(075)464-2153
ISO9001認証取得 (測量機器の修理・業務用ソフトウェアの開発)